

令和3年(2021年)論文式試験 合格者本試験答案 抜粋

(2022 年 3 月 23 日版 後日更新・配付)

1. 採点前本試験答案の分析方法
2. 令和3年(2021年)論文式試験 素点・偏差値分析
3. 実際の本試験答案
(監査論→租税法→会计学午前・午後→企業法→選択科目)

I. 採点前本試験答案の分析方法

■ 本試験問題過去問・「出題の趣旨」

公認会計士・監査審査会 HP

各年度のページ下段「試験問題及び試験用紙について」

「論文式試験「出題の趣旨」について」

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeshi-shiken/kakoshiken.html>

■ TAC 解答予想

「TAC 論文式 解答予想」で Web 検索→各科目解答予想・解説

https://www.tac-school.co.jp/kouza_kaikei/sokuhou_ronbun.html



【論文再スタート生の場合】

①本試験問題文② TAC 解答予想③自分の答案を見比べる。

公表されている「出題の趣旨」を確認する。

その後、合格者の本試験答案と見比べる。

ポイント

主に大問ごとに平均を割った大問について、以下振り返る。

- テキストのインプット不足／アウトプット練習不足、暗記事項の詰め
- 大問ごとの時間配分
- 直前期、特定の苦手科目に集中し得意科目のメンテナンスが不足しなかったか
- 当日焦りで頭が真っ白になったなど
- 当日の手応えと乖離していないか

理論科目

- 問いに対して素直に答えられていたか。
- 監基報や会計学基準集は適切に使えたか（会計学第4問、在外支店の換算）
- 問題文の読み飛ばし等がなかったか。

ex.

「～の観点から」 「～に照らして」 「～に基づいて」
「～と比較しつつ」 「～を踏まえて」

計算科目

- 時間配分は適切だったか。
- やらかしミスはなかったか。

2. 令和3年(2021年)論文式試験 素点・偏差値分析

科目	大問番号	偏差値50 素点目安	偏差値 52 素点目安	偏差値 56 素点目安	偏差値 40 素点目安
監査論	第1問	15.5-16.5	17.5-18.5	19.5-20.5	10
	第2問	17	18	20.5-21.5	11
租税法	第1問	16	17	19.5-20.5	10-12
	第2問	22	23-24	27	11-12
会计学 午前 (管理会計)	第1問	23	25	27-28	14-16
	第2問	8	9.5	11.5	2
会计学 午後 (財務会計)	第3問	25	27	30-31	16-17
	第4問	37-39	38-40	43-45	29
	第5問	26-27	28-30	34-36	15-16
企業法	第1問	15.5-16.5	17.5-18.5	19.5-22.5	5
	第2問	12-13	14.5-18	19-21	2-4
経営学	第1問	25-28	26-29.5	29-31	17-21.5
	第2問	21-22	22	25	15-16
統計学	第1問	40?	41	47 ほど	31 ほど
	第2問	30-32	31-33	—	—
経済学	第1問	素点 44 → 偏差値 61.6		素点 42 → 偏差値 60	
	第2問	素点 44 → 偏差値 59.2		素点 43 → 偏差値 58	
民法	不明				

※採点者により母集団が異なるため、
理論科目は平均点が3～5種類存在することがある。

※平均点が低い時ほど、1点の重みが大きくなる。

ex. 管理会計 第2問 平均素点 8点/50点

7点→偏差値 48

6点→偏差値 46

5点→偏差値 44.8

3. 実際の本試験答案

【概要】

大問ごとの調整後得点(偏差値に配点を加味したもの)は、
以下の表により、論文式試験後、全受験者に送付される。

令和03年公認会計士試験論文式試験成績通知書
免除資格を取得した科目については、得点率の欄に「※」を表示しています。
免除資格を取得した科目がある場合には、論文式試験一部科目免除資格通知書を別にお送りしています。

科目区分	会計学	監査論	企業法	租税法	経営学	経済学	民法	統計学	総合
得点率	58.98	51.00	65.40	61.35	61.95	-	-	-	59.52
間別得点 (調整後)	26.8 34.25 30.15	43 42.75 25.2	25.8 32.85 32.55	21.3 27.15 40.05	27.15 34.8 -	- - -	- - -	- - -	
順位	339位	1,148位	66位	267位	235位	-	-	-	215位

この表から、以下のように、大問ごとの偏差値が算定できる。

大問ごとの偏差値の算定方法

調整後得点 ÷ その大問の配点 × 100 = その大問の偏差値

ex. 租税法第2問

調整後得点 30 ÷ 第2問の配点 60点 × 100 = 第2問の偏差値 50

さらに、合格発表後、金融庁に開示請求を行うことで、
大問ごとの素点と、採点前答案の写しを入手することができる。

論文式試験第1問(試験結果)科目別素点	会計学第一問	25
論文式試験第2問(試験結果)科目別素点	第2問	18
論文式試験第3問(試験結果)科目別素点	第3問	23.5
論文式試験第4問(試験結果)科目別素点	第4問	18
論文式試験第5問(試験結果)科目別素点	第5問	27.5
論文式試験第6問(試験結果)科目別素点	監査論第六問	13
論文式試験第7問(試験結果)科目別素点	第7問	14
論文式試験第8問(試験結果)科目別素点	企業法第八問	22.5
論文式試験第9問(試験結果)科目別素点	第9問	19
論文式試験第10問(試験結果)科目別素点	租税法第十問	18.5
論文式試験第11問(試験結果)科目別素点	第11問	25
論文式試験第12問(試験結果)科目別素点	経営学第十二問	27
論文式試験第13問(試験結果)科目別素点	第13問	30
論文式試験第14問(試験結果)科目別素点	経済学第十四問	20
論文式試験第15問(試験結果)科目別素点	第15問	20
論文式試験第16問(試験結果)科目別素点	統計学第十六問	20
論文式試験第17問(試験結果)科目別素点	第17問	22.5
論文式試験第18問(試験結果)科目別素点	民法第十八問	22.5
論文式試験第19問(試験結果)科目別素点	第19問	24.5
論文式試験第20問(試験結果)科目別素点	第20問	21.5

大問ごとの素点

大問ごとの調整後得点... 偏差値 × 配点 / 100

★以下、金融庁に合格者ご本人が開示請求された

実際の本試験の採点前答案写しについて、TACへご提供いただき、
平林が適宜以下の内容を書き込んだもの。

■ 答案写しと共にご本人からいただいた、素点・偏差値情報

■ TACの解答予想を元にして、計算部分の一部丸付け

★実際の採点前答案写しは、何も書き込みがない状態で開示される。

監査論第1問

総合級生
5→8

素点
20/50

問別得点
(調整後)
28.3/50

偏差値
56.6

井監1-A

問題 1

問 1

プロセス	決定プロセスの説明
1	監査人は、監査年度とコミュニケーションを図る。具体的には、3つのタイプの減損の状況、減損の認識、3つの見やり方法、そして内印転記を含む企業及び企業環境、経営環境の電化の時期や規模の不確実性、減損の認識時期、金額についてコミュニケーションを行う。
2	監査年度とコミュニケーションを図る。1つの事項の中から、監査人は見やり方法、監査人が特に注目を払った事項と決定する。具体的に見やり方法の不確実性が高いと判断された減損の認識にかかる見やりと、経営者の重要な判断を行う見やり情報表に関連する事項について、特に注目を払った事項と決定する。
3	監査人が特に注目を払った事項として決定した事項の中から更に、当年度の見やり情報表の監査において職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定する。具体的には、監査人は見やり方法の不確実性が高い減損の認識にかかる経営者の重要な判断を行う当該事項を職業的専門家として特に重要な検討事項と決定する。

問 2

企業に関する未公表情報の提供に関する責任は、財務諸表作成責任と有する経営者にある。監査上の主要な検討事項は、監査の内容に開示する情報を提供することであり、通常当該未公表情報の提供を志向するものではない。しかし、当該事項を監査上の主要な検討事項として決定する理由の6つのうち2つに該当しない限り、監査人は未公表情報を記載する場合がある。

問 3

3つのタイプの情報が、見やり情報表利用者に、見やり情報表の基礎となる重要な情報となる場合、当該事項を見やり情報表に記載する。監査人は職業的専門家として減損について経営者に要請する。そして当該事項について特に注目を払った利用者に開示する。Tは、9月6月事項として監査報告書に記載する。

(監査論)

問題 2

問 1

監査人の責任は、経営者の作成した財務諸表に対して意見を表明することである。特に監査上の主要な検討事項は、当年度の見やり情報表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要と判断した事項という。監査人が意見を表明を行う上で、監査上の主要な検討事項は、意見表明による保証の枠組みの中で「開示される監査上の情報提供である。しかし意見表明のことで、補足的な手段として、利用者に、経済的意見決定に資する事項の情報を提供している。

問 2

「監査意見の根拠」区分の記載事項：エネルギー事業部門の減損損失に関する6月Tは、Xの重要な虚偽表示の疑念が生じた事項に関する虚偽表示の疑念。当該虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響の範囲は重要かつ広範囲に及ぶと判断された見込みである。

「監査上の主要な検討事項」区分の記載事項：監査上の主要な検討事項は個別に意見と表明するものではない。当該監査人は、除外事項付意見に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

監査論第1問

素点
17.5/50

問別得点
(調整後)
26.3/50

偏差値 井監(1-B)
52.6
社会人
1.5年コ-ス
5→8

問題 1

問 1

プロセス	決定プロセスの説明
1	監査人は、事件減損の判断は、経営環境の変化による将来事象の発生可能性が高い、見直しが必要である認識の認識時期等の、経営者の判断に大きく左右され、監査人にとって重要な判断と認識されるため、この点に留意し、監査段階でこの点に留意し、行方。
2	プロセス(2) 監査段階でこの点に留意し、行方。監査人は、監査実施に於いて事件減損の認識の判断を含むに、監査の実施上、特に注意すべき事項と決定する。
3	プロセス(3) 監査実施に於いて決定された事項のうち、財務諸表利用者にとって特に情報価値の高いと認められる事件減損の認識について、監査上の主要な検討事項として決定する。

問 2

監査上の主要な検討事項は、監査のプロセスを透明化し、より一層信頼性の高い監査報告書の情報価値を高めることと目的に存在している。監査上の主要な検討事項は、未公表の情報と公表情報との違い、未公表の情報と財務諸表利用者への提供情報との違い、監査上の主要な検討事項として記載される監査人の提供情報との記載範囲は未公表の情報を含むことになる。

問 3

監査人は、財務諸表の情報が財務諸表利用者にとっての理解につけ加える。経営者に依り、監査上の主要な検討事項に記載した旨を伝えるとともに、経営者にも財務諸表について注意を促すことが必要である。

第1問 答案用紙<2>
(監査論)

問題 2

問 1

監査上の主要な検討事項は、監査人が監査段階でこの点に留意し、行方。監査人は、監査実施に於いて事件減損の認識の判断を含むに、監査の実施上、特に注意すべき事項と決定する。

問 2

「監査意見の根拠」区分の記載事項：「本社」事業部門の減損損失に「関係会社」の損失に「統引」当期純利益は「X」自研費に「表示」されている。回収可能額算定に用いた主要な前提条件の注記が不適切である。

「監査上の主要な検討事項」区分の記載事項：当監査人は、「除外事項」付意見の根拠に、区分に記載されている事項と「除外」監査報告書において報告可能な監査上の主要な検討事項はないと判断している。

監査論第1問

短答上級生
5→8

素点
10/50

問別得点
(調整後)
20.1/50

偏差値 井監1-2
40.2

問題 1

問 1

プロセス	決定プロセスの説明
1	監査人は、リスクアプローチに基づいて行われた監査において、監査人が特に注意を払った事項を考慮するために、十分かつ適切な監査証拠を入手する。
2	監査人は、監査人が特に注意を払った事項に当てて考慮すべき項目である、特別な検討を必要とするリスクや重要な虚偽表示リスク、監査役等とコミュニケーションを行った事項が不確実性の高い会計上の見積もりなどを考慮する。
3	監査人は、プロセス2で行った事項を考慮して、監査人が特に注意を払ったものを決定し、その中から当年度の財務諸表監査において特に重要であると判断する事項を決定する。

問 2

監査上の主要な検討事項として監査人が提供する情報の記載範囲は、企業の秘密が多く含まれる未公開情報を含み、より広い範囲の情報である。これは、例外的なものであるが、性質の情報であり、監査上の主要な検討事項として開示するのが財務諸表利用者の監査情報のために資するからである。

問 3

監査人は、未公開情報に関して監査上の主要な検討事項としてシナリオを記載するために、経営者に支えてシナリオの詳細な情報を財務諸表等に記載することを求める手段を実行することが適切である。

問題 2

問 1

監査人の目的は、財務諸表が社会的に信頼されるために、財務諸表に対して監査意見を表明することである。対して監査上の主要な検討事項は、実施した監査に関する透明性を高めることにより、監査報告書の情報伝達手段としての価値を向上させることにある。このように、監査意見は財務諸表監査において信頼性を保証する上で必要不可欠であり、基盤の根幹をなすものである。反対に、監査上の主要な検討事項は、財務諸表監査において、財務諸表の信頼性や情報価値をより一層高めるものとして監査意見を支える役割を果たすものである。

問 2

「監査意見の根拠」区分の記載事項：「エネルギー事業部門の減損損失に関する会計処理には、××百万円の重要な虚偽表示及び定性的な注記事項に関する重要な虚偽表示がある」という意見表明の理由を記載する。
「監査上の主要な検討事項」区分の記載事項：「事業計画シナリオが、資産の減損に係る監査判断に重要な影響を与えている」という、監査上の主要な検討事項に決定した理由を記載する。

監査論第2問

素点
21

問別得点
(調整後)
28.45/50

偏差値
56.9

井監2-A
論文上級生

問題 1

甲社、A社及びB社の3が後引前利益の構成比率が15% 超であるため、グループに
対する個別の財務的重要性を有している。また、その他の会社は、グループ財務
諸表に係る特別の検討を必要とするリスクが含まれる可能性も高いと判断
されたため、監査人Xが、甲社、A社及びB社のみを重要な構成単位と識
別した。

問題 2

監査人Xは、構成単位の財務諸表の監査又はレビューを実施する場合においても、ケル
フ財務諸表全体としての重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得る
必要がある。したがって、構成単位の重要性の基準値は、一般に、ケルフ財
務諸表における未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が、ケルフ財務諸
表全体としての重要性の基準値を上回る可能性を許容可能な低い水準に抑える
ために、ケルフ財務諸表全体としての重要性の基準値よりも低く設定される
べきである。

問題 3

問 1

現地の監査人である監査人Yの監査業務における信頼性の程度がある。

問 2

監査人Yが、ケルフ監査チームと協力することが可能であるかどうか、ケル
フ財務諸表の監査に関連する職業倫理を理解し、遵守しているかどうか、
不正等を見つけた場合に直ちにケルフ監査チームに報告することについて、及び
報告の形式等について、監査人Yとコミュニケーションを行った。

問題 4

アサーション: 実在性

監査手続: 貸付金の取引に関する証ひょう書類等の閲覧。

アサーション: 表示の妥当性

監査手続: 貸付金を行った理由についての経営者への質問。

アサーション: 評価の妥当性

監査手続: 貸付金の回収可能性についての検討。

アサーション: 網羅性

監査手続: 貸付金の取引に関する証ひょう書類等の閲覧。

監査論第2問

素点 18
問別得点 (調整後) 25.95/50

偏差値 51.9

井 監2-B
1.5年コース
5→8

問題 1

甲社、A社及びB社は売上高や税引前利益が順に高く、重要性の基準値の指標である税引前利益の構成比率が15%超である。また、甲社の税引前利益の構成比率の合計が85%であり、3%を超えているため、甲社、A社及びB社を重要な構成単位と識別した。

問題 2

構成単位の重要性の基準値は、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値を上回る可能性を許容可能な低い水準に抑えるために、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値よりも低く決定すべきである。

問題 3

問 1

C社の財務報告に係る内部統制の有効性

問 2

過去にいくつかの重大な誤りや不正確な情報が発見されているため、財務報告に係る内部統制が有効であると見なされることがあるため、内部統制に依存せず、十分に適切な監査証拠を入手するための実地テストとして、監査人Yとコンピュータテストを行う。

問題 4

アサーション:	実在性	
監査手続:	貸付先の確認	
アサーション:	公平性の妥当性	
監査手続:	貸付先の支払能力や意思の検討	
アサーション:	糸網羅性	
監査手続:	明細表との実合	
アサーション:	権利と義務の帰属	
監査手続:	明細表との実合、貸付先の確認	

監査論第2問

問題 1

財務諸表監査の実施には、時間と人員といった監査資源の限界がある。そのため、監査人はすべての構成単位に同等の監査手続を行うことができない。そこで、重要な構成単位と決定すること、監査効果的に実施することになる。甲社A社B社の財務諸表の重要性は総引当利益の構成比率により判断されており、その重要性の基準値は15%を超えているのは甲社、A社B社である。したがって、監査人はB社を重要な構成単位としている。

問題 2

重要性の基準値を決定する場合、監査人は、まず最初に指標を選択し、その指標に対して特定の割合を適用することになる。この場合、被監査会社毎にこのような指標を重視しているが、またこのような指標が業績評価に用いられているかは異なるため、監査人は職業的専門家として、被監査会社の状況を考慮した上で判断することになる。また、重要性の基準値を設定すること、限られた監査資源のもと、監査人が重視すべき事項と実施を必要とする種類のBの内容が明確となり、監査が効果的かつ効率的に行われ、監査人が重要な点の表示と看過してしまふと軽視することになることを考慮する。

素点
11

問別得点
(調整後)
20.25/50

偏差値
40.5

井 監 2-2
論文級生

問題 3

問 1

C社の内部統制の整備状況は運用状況並みであるが、その有効性

問 2

C社の内部統制の整備状況は運用は、C社の経営者に委任されている。したがって、その整備状況は運用に適切に行われているが、内部統制に関連する重要な不備が存在している等により、監査人とコミュニケーションを行う。また、内部統制の整備状況は運用に任されている経営者に不正又は不正の疑いがあるかどうかについてもコミュニケーションが行われる。

問題 4

アサーション：実在性

監査手続：当該貸付金が実際に行われたものであるかについて、貸付けたを行った相手方に確認する。

アサーション：評価の妥当性

監査手続：貸付相当金の計上の必要性並みにその適切性について、相手方の返済能力を確認する。

アサーション：期間属性の適正性

監査手続：金銭処理が適切な期間に行われているかどうかにつき、現金の収支と照らし合わせる。

アサーション：目的適合性

監査手続：貸付けた金額がその目的が適切であるかどうかにつき、同業他社との比較を行う。

租税法 第1問

素点
26/40

問別得点
(調整後)
26.5/40

偏差値
66.25

井組1-A
(租税法6位)
1.5年
5→8

問題 1

問 1

B氏はA社株式を収益事業以外の事業に属するものとして保有してゐたが、当該株式に係る剰余金の配当に際して、法人税は課税されない(法人税法17条)。

問 2

事実②に基づき提出した30日以内のA社の代表取締役Qの毎月の支払は、事実を隠蔽し、又は偽装して経理をするに依り、A社の経費に対して支給する給付に依り、税金の額に算入されない(法人税法34条3項)。

問 3

RはPの事業従事者に該当せず(所得税法57条3項)、PがRへの賃金の支払はPの事業所得の計算上必要経費に算入されない(同法56条)。

問 4

下社に対する経路提供は事業者間の電気通信利用経路の提供に依り(消費税法2条1項、8号の4)、特定貨物の譲渡等に該当する(同法条項8号の2)。A社において、A社が下社に支払った経路の提供の対価は、特定仕入れとして消費税が課税される(同法4条1項)。

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	X	A社は、平成30課税期間において消費税の納税義務は免除されない(消費税法12条の2第1項、9条1項本文)。
②	X	PがA社への土地甲に係る贈与について、Pの譲渡所得の計算上、贈与時における時価10億円を総収入金額に算入される(所得税法59条1項1号)。
③	X	A社において、土地甲の評価額はFY年の帳簿価額を減額した金額は、令和元事業年度の現金の額に算入せず、土地甲の帳簿価額も減額されない(法人税法33条1項6項)。
④	X	A社において、機械の購入に係る外貨買取の金額の内換算額は、令和2年5月20日における外国為替の売買相場にFY換算した金額である(法人税法61条の2第1項)。
⑤	O	所得税法92条1項、24条1項、法人税法23条1項

租税法 第1問

素点
20.5/40

問別得点
(調整後)
22.65/40

偏差値
56.6

井組1-B
1.5軍
5→8

正しくは、
()。と書く。

問題 1

問 1

当該剰余金の配当は50%分がB法人の益金の額に算入される。
(法人税法22条2項、同法22条の2第6項、同法23条1項1号)

問 2

実際にはQへの給与として支払われた30万円はA法人の令和2事業年度の
所得の金額の計算上、損金の額に算入されない。(法人税法34条3項)

問 3

PからRへの貸金の支払は、所得税法上、Pの事業所得の計算上、
必要経費に算入されず、Qの所得計算上は利息とみなされる。(所得税
法56条)

問 4

A社がE社に支払った役務の提供の対価は、A社が消費税を納める
義務を負う。(消費税法2条1項8の4号、同法4条3項3号)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	A社は平成30課税期間において消費税の納税義務が 免除されない。(消費税法12条の2第1項)
②	×	Pの譲渡所得に係る収入金額には時価の10億円が 算入され、2億円が必要経費に算入される。(所得税法36条、 同法59条1項1号)
③	×	土地甲の評価換えの金額はA社が令和2事業年度の損金の 額に算入されず、土地甲の帳簿価額は減額されない。 (法人税法33条1項、同法33条6項)
④	×	
⑤	○	法人税法23条。

租税法 第1問

素点
17/40

問別得点
(調整後)
20.9/40

偏差値
52.25

井組1-2
社会人
短答上級生
5→8
5月短答以降
「鈴木さん(仮名)」論文対策開始

メッセージ集

問題 1

問 1

B法人は、A社株式の10%を保有しているため、当該剰余金の配当額のうち50%は益金の額に算入されない(法人税23条1項1号)。また、源泉徴収税額の全額が損金の額に算入せず、またその同額を法人税の額から控除する(法人税68条1項)。

問 2

事実④の支払は、事実を偽装して経理を招へにより役員に社へ支給した給与であるため、30万円は損金の額に算入しない(法人税34条3項)。

問 3

PからRへの資金の支払は、居住者Pが生計を一にするPへの支払だから、その全額を所得の全額に算入しない(所得税法56条)。

問 4

A社がE社に支払った役務の提供の対価は、課税の対象とならない(消費税法4条3項2号)。

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	X	A社の資本金の額は、設立時から2億円であり、消費税法12条の2第1項により、その納税義務は免除されない。
②	X	Pの譲渡所得には、贈与時の時価10億円が課税対象金額に算入される。(所得税法59条1項1号、33条)。
③	X	A社において、土地甲の評価換えによる帳簿価額の減額は、令和元事業年度の損金の額に算入されない(法人税法33条1項)。また、帳簿価額から減額されない。
④	X	当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場を換算した金額である(法人税法61条の8第1項)。
⑤	○	所得税法 92条1項1号、 法人税法 68条1項

租税法 第1問

問題 1

問 1

5000円相当額が、完全に算入されたり（法人税法15条2項1号）。

問 2

主支店間の支払に関し、A社におおし法人税法上、搬入の金額に算入されたり（法人税法3条3項）。

問 3

P.O.S.A.の売上金は、所得税法上、P.O.必要経費に算入されない（所得税法5条1項）；また、給与所得の税収入額には算入されない。

問 4

A社がB社に支払った、1億円の収替の提供の対価は、A社におおし法人税法上、贈与の課税対象（消費税法2条1項2号の3、同4、同5条3項3号）。

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	消費税法、12条の2第15項。
②	×	Pの譲渡所得に係る損失は、損失控除に おける必要経費である。1億円の譲渡損失は、Pの 譲渡所得の損失控除額（所得税法5条1項1号）。
③	×	A社におおし、土地Aの取得対価に、Pの必要経費は、減額され、 金額は、損失控除額に算入されたり（法人税法2条1項）。
④	×	A社におおし、機械の購入に係る外貨差額は、円換算 額は、当該機械の購入の円におおし、外国為替の変動相場 により換算した金額である（法人税法61条の8第15項）。
⑤	○	所得税法65条1項。

素点
16/40

問別得点
(調整後)
20.2/40

偏差値
50.5

井組1-D
論文上級生

租税法 第2問

素点

47.5/60

問別得点
(調整後)

45.9/60

偏差値

76.5 (租税法6位)

井組 2-A

1.5年
5→8

法人税 14-15
20ヶ所

所得

7/10
ヶ所

消費 9/10
ヶ所

問題 1

(単位: 円)

当期純利益の金額	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課に関する申告調整)		
[資料] 2. の(2)及び(3)について		24,110,000
[資料] 2. の(4)及び(5)について	32,190,000	
[資料] 2. の(6)及び(7)について	45,000	
[資料] 2. の(8)について	5,800,000	
(受取配当金に関する申告調整)		1,071,000
(源泉所得税等に関する申告調整)		
(減価償却資産等に関する申告調整)		
[資料] 4. の(1)①について	8,500,000	
[資料] 4. の(1)②について	297,600	
[資料] 4. の(1)③について	2,494,500	
[資料] 4. の(1)④について		7,351,250
[資料] 4. の(1)⑤について	80,000	
(役員給与に関する申告調整)	5,600,000	
(交際費等に関する申告調整)	3,135,000	
(寄付金に関する申告調整)		
[資料] 7. の(1)について	950,000	
支出寄附金の損金算入限度額超過額	2,375,000	
(有価証券に関する申告調整)		
[資料] 8. の(1)及び(2)について		42,106
[資料] 8. の(3)及び(4)について	4,500,000	
(棚卸資産に関する申告調整)	2,000,000	
(貸倒引当金に関する申告調整)		15,000,000
(子会社との取引に関する申告調整)		2,102,000

問題 2

[問] 1

- 事業所得の必要経費の金額
- 事業所得の金額
- 給与所得の金額
- 総所得金額の計算に含まれる譲渡所得の金額
- 分離課税の所得に対する所得税額
- 社会保険料控除の金額
- 医療費控除の金額

[問] 2

- 不動産所得の金額
- 不動産所得以外の総合課税の所得の金額の合計
- 配当控除の金額

(単位: 円)

10,740,000
6,660,000
7,050,000
100,000
150,000
1,300,000
130,000

(単位: 円)

2,000,000
2,490,000
2,500

問題 3

[問]

- 課税標準額に対する消費税額
- 課税売上割合の計算式の分子の金額
- 課税売上割合の計算式の分母の金額
- 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額
- 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によるもの
- 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等によるもの
- 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
- 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額
- 売上げの返還等対価に係る税額
- 貸倒れに係る税額

(単位: 円)

452,439,000
5,874,100,000
6,012,485,000
392,873,600
390,015,600
390,000
2,418,000
23,100
3,229,200
504,000

問題不備あり。

租税法 第2問

問題 1

	(単位：円)	
当期純利益の金額	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課に関する申告調整)		
〔資料〕2. の(2)及び(3)について		24,110,000
〔資料〕2. の(4)及び(5)について	232,170,000	
〔資料〕2. の(6)及び(7)について	315,000	
〔資料〕2. の(8)について	5,800,000	
(受取配当金に関する申告調整)		1,071,000
(源泉所得税等に関する申告調整)	216,513	
(減価償却資産等に関する申告調整)		
〔資料〕4. の(1)①について	8,500,000	
〔資料〕4. の(1)②について	286,800	
〔資料〕4. の(1)③について	2,827,500	
〔資料〕4. の(1)④について		17,357,250
〔資料〕4. の(1)⑤について		120,000
(役員給与に関する申告調整)	3,000,000	
(交際費等に関する申告調整)	2,715,000	
(寄付金に関する申告調整)		
〔資料〕7. の(1)について	950,000	
支出寄付金の損金算入限度額超過額	2,339,395	
(有価証券に関する申告調整)		
〔資料〕8. の(1)及び(2)について		425,000
〔資料〕8. の(3)及び(4)について	4,500,000	
(棚卸資産に関する申告調整)	2,320,000	
(貸倒引当金に関する申告調整)	5,000,000	
(子会社との取引に関する申告調整)		2,102,000

素点 27/60 問別得点 (調整後) 33.6/60 偏差値 56
論試②は 54.2
井井且 2-B
論文上級生
法人税 12/20 所得 3/10 消費 3/10

問題 2

[問] 1

- (1) 事業所得の必要経費の金額
- (2) 事業所得の金額
- (3) 給与所得の金額
- (4) 総所得金額の計算に含まれる譲渡所得の金額
- (5) 分離課税の所得に対する所得税額
- (6) 社会保険料控除の金額
- (7) 医療費控除の金額

[問] 2

- (1) 不動産所得の金額
- (2) 不動産所得以外の総合課税の所得の金額の合計
- (3) 配当控除の金額

(単位：円)

- 17,100,000
- 5,250,000
- 7,050,000
- 1,500,000
- 100,500
- 1,100,000
- 130,000

(単位：円)

- 860,000
- 2,610,000
- 17,000

問題 3

[問]

- (1) 課税標準額に対する消費税額
- (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額
- (3) 課税売上割合の計算式の名母の金額
- (4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額
- (5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によるもの
- (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等によるもの
- (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
- (8) 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額
- (9) 売上げの返還等対価に係る税額
- (10) 貸倒れに係る税額

(単位：円)

-
-
-
-
-
- 15,600
-
- 23,100
- 3,229,200
- 189,000

別解

租税法 第2問

素点 24/60
問別得点 (調整後) 31.7/60

偏差値 52.8

井井且2-C

2年コース 5→8
社会人→専念生

法人税 8-9/20 所得 4/10 消費 3/10

問題 1

	(単位: 円)	
当期純利益の金額	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課に関する申告調整)		
[資料] 2. の(2)及び(3)について		24,110,000
[資料] 2. の(4)及び(5)について	232,170,000	
[資料] 2. の(6)及び(7)について	15,000	
[資料] 2. の(8)について	5,800,000	
(受取配当金に関する申告調整)		1,071,000
(源泉所得税等に関する申告調整)	213,970	
(減価償却資産等に関する申告調整)		
[資料] 4. の(1)①について	0	
[資料] 4. の(1)②について	286,800	
[資料] 4. の(1)③について	2,969,500	
[資料] 4. の(1)④について		
[資料] 4. の(1)⑤について	200,000	
(役員給与に関する申告調整)	0	
(交際費等に関する申告調整)	3,015,000	
(寄附金に関する申告調整)		
[資料] 7. の(1)について	950,000	
支出寄附金の損金算入限度額超過額		
(有価証券に関する申告調整)		
[資料] 8. の(1)及び(2)について		42,106
[資料] 8. の(3)及び(4)について	4,500,000	
(棚卸資産に関する申告調整)	2,000,000	
(貸倒引当金に関する申告調整)		15,000,000
(子会社との取引に関する申告調整)		2,102,000

問題 2

[問] 1

- 事業所得の必要経費の金額
- 事業所得の金額
- 給与所得の金額
- 総所得金額の計算に含まれる譲渡所得の金額
- 分離課税の所得に対する所得税額
- 社会保険料控除の金額
- 医療費控除の金額

[問] 2

- 不動産所得の金額
- 不動産所得以外の総合課税の所得の金額の合計
- 配当控除の金額

(単位: 円)

1. 事業所得の必要経費の金額

2. 事業所得の金額

3. 給与所得の金額

4. 総所得金額の計算に含まれる譲渡所得の金額

5. 分離課税の所得に対する所得税額

6. 社会保険料控除の金額

7. 医療費控除の金額

(単位: 円)

1. 不動産所得の金額

2. 不動産所得以外の総合課税の所得の金額の合計

3. 配当控除の金額

問題 3

[問]

- 課税原価額に対する消費税額
- 課税売上割合の計算式の分子の金額
- 課税売上割合の計算式の分母の金額
- 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額
- 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等により要するもの
- 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等により要するもの
- 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
- 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額
- 売上げの返還等対価に係る税額
- 貸倒れに係る税額

問題に
不備あり

租税法 第2問

問題 1		
当期純利益の金額		
(租税公課に関する申告調整)		
[資料] 2. の(2)及び(3)について		23,940,000
[資料] 2. の(4)及び(6)について	152,170,000	
[資料] 2. の(6)及び(7)について	45,000	
[資料] 2. の(8)について	5,800,000	
(受取配当金に関する申告調整)		1,071,000
(源泉所得税等に関する申告調整)	243,509	
(減価償却資産等に関する申告調整)		
[資料] 4. の(1)(1)について	8,500,000	
[資料] 4. の(1)(2)について	286,800	
[資料] 4. の(1)(3)について	2,829,500	
[資料] 4. の(1)(4)について	0	
[資料] 4. の(1)(5)について	330,000	
(役員給与に関する申告調整)	7,800,000	
(交際費等に関する申告調整)	0	
(寄附金に関する申告調整)		
[資料] 7. の(1)について	250,000	
支出寄附金の損金算入限度額超過額	0	
(有価証券に関する申告調整)		
[資料] 8. の(1)及び(2)について	25,000	
[資料] 8. の(3)及び(4)について	9,500,000	
(棚卸資産に関する申告調整)	3,120,000	
(貸倒引当金に関する申告調整)		15,000,000
(子会社との取引に関する申告調整)	0	

(単位: 円)

素点
20/60

問別得点
(調整後)
29.2/60

偏差値
48.6

井和且 2-D

短答上級生 5→8
社会人

法人税 8-9/20 所

所得 3/10 所

消費 1/10 所

(5月短答以降
論文科目開始)

5月短答以降
論文対策開始

メッセージ集
「鈴木さん(仮名)」

問題 2

[問] 1

- 事業所得の必要経費の金額
- 事業所得の金額
- 給与所得の金額
- 総所得金額の計算に含まれる譲渡所得の金額
- 分離課税の所得に対する所得税額
- 社会保険料控除の金額
- 医療費控除の金額

(単位: 円)

- 17,040,000
- 5,310,000
- 7,050,000
- 750,000
- 150,000
- 1,100,000
- 0

問題 3

[問]

- 課税標準額に対する消費税額
- 課税売上割合の計算式の分子の金額
- 課税売上割合の計算式の分母の金額
- 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額
- 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等のみ要するもの
- 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等のみ要するもの
- 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等と共通して要するもの
- 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額
- 売上げの返還等対価に係る税額
- 貸倒れに係る税額

(単位: 円)

[問] 2

- 不動産所得の金額
- 不動産所得以外の総合課税の所得の金額の合計
- 配当控除の金額

- 1,910,000
- 2,440,000
- 14,500

桁ミス?
正しくは 504,000

会計学午前(管理会計)第1問

素点 38/50 問別得点 (調整後) 34.5/50 偏差値 69 井会1-A

問題 1

問 1

(1)完成品総合原価	(2)月末仕掛品原価
102,760,240 円	13,474,620 円

問 2

① こ	② う	③ か	④ た	⑤ 3
-----	-----	-----	-----	-----

問 3

加工費では各工程の原料費の分配係数を用いることができないが、全原価要素工程別総合原価計算では識別可能と認められるため、この方法を用いる。

問 4

- (1) ⑧ 原価の発生と製品の製造との因果関係
- (2) ⑨ 原価管理 ⑩ 原価標準

問 5

(1)完成品総合原価	(2)完成品総合原価における第1工程原料費
100,504,000 円	24,203,000 円
(3)完成品総合原価における第1工程加工費	(4)完成品総合原価における第2工程加工費
48,776,000 円	27,559,000 円
(5)第2工程月末仕掛品における第1工程原料費	
3,462,000 円	

問題 2

問 1

員業務時間外作業の発生を抑制し、コスト削減 記帳の簡略化・迅速化

問 2

ア	43,550,000 円	イ	6,015,000 円
ウ	110,789,000 円	エ	98,120,000 円

問 3

前工程		後工程	
(予算)差異	430,000 円(借・貸)	(貸・借)差異	(1,020,000 円(借・貸))

問 4

- ① 例外管理とは、2社の工場において多額の借方差異が発生している前工程の予算差異を、後工程の貸方差異に比べて、その原因分析と通常の業務から外れて行うことである。
- ② 例外管理を有効に実施するためには、当期の製造能力を前提として標準を設定しておく必要がある。

問 5

X ① 理想標準原価

- ① 理想標準原価は一切の損耗・減損を許容しないため、現場の人々にとって最も厳格な標準となり、その達成が極めて困難になることから、現場の人々を萎縮させる。
- ② 一切の損耗・減損を許容しないという仮定は実際上現実的ではないため、そのような標準原価は信頼性の計算の基礎として用いられず、制度上望ましいことではない。

問 6

あ	12,420,000 円	い	37,620,000 円	う	12,915,000 円
え	12,000,000 円	お	60,500,000 円	か	3,500,000 円

問 7

19,404,000 円

会計学午前(管理会計) 第1問

問題 1

問 1

(1)完成品総合原価	(2)月末仕掛品原価
102,760,240	円 13,478,620 円

問 2

① こ	② ん	③ か	④ せ	⑤ ず
-----	-----	-----	-----	-----

問 3

工程において仕損が2箇所が発生しており、第一工程の始点で材料を投入、第二工程を加工するという加工費法の条件を満たすためと認められる。

問 4

- (1) ⑧ 製造原価の原価要素別の内訳
- (2) ⑨ 製品原価の見積り ⑩ 現実的標準原価

問 5

(1)完成品総合原価	(2)完成品総合原価における第1工程原料費
98,869,550 円	23,642,000 円
(3)完成品総合原価における第1工程加工費	(4)完成品総合原価における第2工程加工費
47,857,129 円	27,370,421 円
(5)第2工程月末仕掛品における第1工程原料費	
3,760,400 円	

素点
28/50

問別得点
(調整後)

28.15/50

偏差値

56.3

井会1-B

社会人→専念生

5→8

問題 2

問 1

予算作成	計算の迅速化
------	--------

問 2

ア 43,550,000 円	イ 6,075,000 円
ウ 108,460,000 円	エ 98,120,000 円

問 3

前工程	後工程
(予算)差異 430,000 円(借・貸)	(貸・借)差異 1,020,000 円(借・貸)

問 4

- ① 例外管理とは原価差異分析において、他の差異と比較して異常に数値が大きくなっているものを原価を調査すること、原価管理の要領上の方法である。
- ② 標準原価が通常の状況における原価に必要かつ適切な、標準原価を設定し、統計的、相対的な手法により決定される必要がある。

問 5

X 理想標準原価

- ① 原価計算においては、仕掛予経費を含まない工賃にモーター・シフトを維持する必要があるが、理想標準原価では仕掛予経費を含まないため、理想標準原価により計算した仕掛予経費は、製品の原価に負加となるため、直ちに原価計算から除外される。

問 6

あ 3,870,000 円	い 35,910,000 円	う 6,075,000 円
え 20,550,000 円	お 98,120,000 円	か 10,340,000 円

問 7

23,260 円

52.4 1.5年 5→8

四

24.000 円

会計学午前(管理会計) 第2問

井会2-A

問題 1

問 1

名称 シェアードサービス

問 2

事業部営業利益率は、A事業部が9.5%、B事業部が11%であり、収益性はB事業部のほうが高い。B事業部は売上営業利益率は15.9%であり、A事業部の6.7%より優れているが、事業部総資産回転率が0.69回であり、A事業部の1.4回より劣っている。

問 3

会社としては同製品を販売するK社と比較することでB事業部の投資効率を比較可能からである。K社は同程度の組織能力を有しており、同規模の業績比較では、残余利益による比較が、部分最適を導き出したとしても有効なためである。

問 4

設問 1

ア	イ	ウ
<u>22,900,000</u> 円	<u>20,500,000</u> 円	42,250,000 円

設問 2

財務指標の名前は、経営レバレッジ係数であり、事業部は4.09、A事業部は2.35であるため、C事業部のほうが高いと考えらる。

問 5

販売費を削減、製品の認知度を高めるため、販路拡大のための利益の指標を重視すべきである。

素点 14.5 / 50 問別得点 (調整後) 30 / 50 偏差値 60 井会2-A
 短答上級生5→8 社会人

メッセージ集
 「鈴木さん(仮名)」論文対策開始
 5月短答以降

問題 2

問 1

①	②	③
円	円	円

問 2

拡張する場合	拡張しない場合
円	円

したがって、工場を拡張 すべきである (すべきでない)。いずれかを丸印で囲むこと。

問 3

大工場建設を選択する場合	小工場建設を選択する場合
円	円

したがって、大工場 (小工場) を建設すべきである。いずれかを丸印で囲むこと。

問 4

いかなる工場も建設しないケースについての比較検討がなされていないことである。

会計学午前(管理会計) 第2問

問題 1

問 1

名称

シェアサービス

問 2

シェアード

A事業部及びB事業部の売上高営業利益率はそれぞれ、6.78%、15.92%

であり、総資産回転率はそれぞれ、1.40回、0.69回となるため、A事業

部は薄利多売戦略で、B事業部は高価格の製品を少量販売している。

問 3

剰余利益が正の値であるか否かだけでは、事業部の業績評価を行うことは困難であるため、同業他社と比較により、業績評価を行う必要がある。

問 4

設問 1

ア	イ	ウ
229,000,000 円	20,500,000 円	51,750,000 円

設問 2

C事業部、D事業部及びE事業部の固定費総額が30,000円、146,600円、173,500円であるため、最もD事業部の経営レバレッジ係数が最も高い。

問 5

素点

13/50

問別得点
(調整後)

29.2/50

偏差値

58

井会 2-B
社会人
論文上級生

問題 2

問 1

①	②	③
円	円	円

問 2

拡張する場合	拡張しない場合
円	円

したがって、工場を拡張 (すべきである、すべきでない)。いずれかを丸印で囲むこと。

問 3

大工場建設を選択する場合	小工場建設を選択する場合
円	円

したがって、(大工場、小工場) を建設すべきである。いずれかを丸印で囲むこと。

問 4

非財務的なリスクは考慮しない。

会計学午前(管理会計)第2問

問題 1

問 1

名称	シェアードサービスセンター
----	---------------

問 2

問 3

経営幹部としては、Q製品について本邦で競争するK社との競争に勝つ必要がある。そのため、B事業部長にK社との競争関係を意識させたため、経営幹部は本問の新たな業績評価を実施することにした。

問 4

設問 1

ア	イ	ウ
206,500,000 円	7,000,000 円	45,550,000 円

設問 2

経営レベルに係数を適用する必要があり、事業部長が6.60、D事業部長が6.72と仮定し、D事業部長の方が本問の数値が大きくなる。

問 5

T製品は認知の促進をしていくべきなので、E事業部長を評価する際は、広告宣伝費の大小について追加的に注視すべきである。

素点 11.5/50 問別得点 (調整後) 27.95/50 偏差値 55.9 井会 2-C
2年 5→8

問題 2

問 1

①	②	③
857.022 円	124.042 円	-109.074 円

問 2

拡張する場合	拡張しない場合
円	円

したがって、工場を拡張 (すべきである・すべきでない)。いずれかを丸印で囲むこと。

問 3

大工場建設を選択する場合	小工場建設を選択する場合
円	円

したがって、(大工場・小工場)を建設すべきである。いずれかを丸印で囲むこと。

問 4

会計学午前(管理会計) 第2問

問題 1

問 1

名称

集権化

問 2

問 3

競合他社との業績を比較し、B事業部とC社は、Q製品のみに製造・販売している点、及び組織能力が同じであるため、残余利益の実績により業績評価をする。

問 4

設問 1

ア	イ	ウ
231,500,000 円	20,500,000 円	45,500,000 円

設問 2

経営レバレッジ係数はC事業部よりもD事業部の方が大きいため、D事業部の方が変化率がより大きくなる。

問 5

T製品の認知を促進すべく、追加的に販売費をかけるべきである。

素点
8/50

問別得点
(調整後)
25.1/50

偏差値
50.2

井会 2-D
2年
5→8

問題 2

問 1

①	②	③
810,922 円	215,998 円	-155,374 円

問 2

拡張する場合	拡張しない場合
876,535 円	820,159 円

したがって、工場を拡張 (すべきである・すべきでない)。いずれかを丸印で囲むこと。

問 3

大工場建設を選択する場合	小工場建設を選択する場合
円	円

したがって、(大工場・小工場)を建設すべきである。いずれかを丸印で囲むこと。

問 4

非貨幣的な要因についても考慮すべきである。

会計学午前(管理会計) 第2問

問題 1

問 1

名称	シェアードサービスセンター
----	---------------

問 2

デュポン方式の収益性分析の際には売上高純利益率と総資本回転率、 財務レバレッジ使用率が、

問 3

B事業部長の業績評価にあたり、B事業部を継続するに際し 会社全体の業績向上にB事業部長がどれだけ貢献しているかを測定することに 意図している。

問 4

設問 1

ア	イ	ウ
206,500,000 円	59,000,000 円	65,950,000 円

設問 2

経営レバレッジ係数を用いて測定すればよく、

問 5

T製品の1個あたりの貢献利益率が他の製品と比べて高い ため、追加的に貢献利益率を注視すべきである。
--

素点

7/50

問別得点
(調整後)

24.3/50

偏差値

48.6

井会 2-E

2年

5→8

第4問で挽回。

→ 井会 4-A

問題 2

問 1

①	②	③
857,322 円	262,089 円	-108,999 円

問 2

拡張する場合	拡張しない場合
円	円

したがって、工場を拡張 (すべきである・すべきでない)。いずれかを丸印で囲むこと。

問 3

大工場建設を選択する場合	小工場建設を選択する場合
円	円

したがって、(大工場・小工場)を建設すべきである。いずれかを丸印で囲むこと。

問 4

非貨幣的要素を考慮すべきである。

会計学午前(管理会計)第2問

素点
3/50

問別得点
(調整後)

偏差値
20.8/50 41.6

(財務会計で挽回)

井会2-F
短答上級生5→8月
井会3-A
井会4-B
井会5-A

参照

<本人談>
隣の人の電卓の音が大きく、息を取らされた。
(模試の併校合受経験)

Xメッセージ集「渡辺さん(仮名)」

問題 1

問 1

名称 機能別組織

問 2

A事業部の売上高利益率は19%であるが、B事業部の売上高利益率は31%である。そのため、B事業部の採算性が高いといえる。

問 3

事業部長はトップマネジメントにより与えられた業績目標を達成すべき責任を負うが、同業他社との比較を行うことでB事業部自体の継続についての適否を判断しようとしている。

問 4

設問 1

ア	イ	ウ
206,500,000 円	円	65,950,000 円

設問 2

C事業部は経営レバレッジ係数が3.34であるが、D事業部は6.77であるため、D事業部の採算変化率が高くなる。

問 5

E事業部は使用資本が多額であるため、総資本回転率も追加的に注視すべきである。

問題 2

問 1

①	②	③
866,282 円	271,347 円	-99,814 円

問 2

拡張する場合	拡張しない場合
754,519 円	663,775 円

したがって、工場を拡張(すべきである)・すべきでない)。いずれかを丸印で囲むこと。

問 3

大工場建設を選択する場合	小工場建設を選択する場合
493,162 円	382,526 円

したがって、(大工場)・小工場)を建設すべきである。いずれかを丸印で囲むこと。

問 4

本問題では、新技術の開発による製品の陳腐化のリスクが考慮されていない。

会計学午後(財務会計) 第3問

素点
35/60

問別得点
(調整後)
36.3/60

偏差値
60.5

井会3-A
短答上級生
5→8月

メッセージ集「渡辺さん
(仮名)」
(井会2-F
と同)

問題 1

問 1

① 110,418	② 234,505	③ 147,253
④ 250,000	⑤ 41,708	⑥ 154,894
⑦ 90,000	⑧ 357,252	

問 2

のれんは超過収益力の原因である。そのため、のれんを含む資産
グループについて減損損失を認識する場合には、この超過収益力
が失われたと考えられることから、のれんに優先的に配分される。

問題 2

問 1

① 100	② 1,070	③ 65
④ 150	⑤ 1,170	⑥ 105
⑦ 4文字	実地棚卸	
⑧ 5文字	貸倒実績率	
⑨ 数値	5	

問 2

わが国の会計基準で採用されている考え方: <u>実績主義</u>
その考え方が採用された理由:
・四半期財務諸表は、年度に並ぶ重要な会計期間と 考えられるためである。
・予測主義を採用すると <u>恣意的な会計処理</u> が行われる おそれがあるためである。

会計学午後(財務会計) 第3問

素点

31/60

問別得点
(調整後)

33.8/60

偏差値

56.3

井会3-B

社会人

1.5年

5→8

問題 1

問 1

① 110,418	② 234,505	③ 182,381
④ 250,000	⑤ 41,708	⑥ 360,000
⑦ 150,000	⑧ 357,252	

問 2

のふんは、被取得企業及び事業の所有する超額収益力を表すものであるが、減損損失を認識するよう資産グループには最早超額収益力は失われていると考えるのが公平なため、のふんに減損損失を優先的に配分する。

問題 2

問 1

① 361	② 1,080	③ 171
④ 250	⑤ 889	⑥ 280
⑦ 4文字 期末評価		
⑧ 5文字 貸倒実還率		
⑨ 数値 10		

問 2

わが国の会計基準で採用されている考え方: 実績主義
その考え方が採用された理由:
・ 四半期会計年度を通常の年度と同様に47日としているからである。
・ 財務諸表利用者の意思決定に於いて有用と考えられるからである。

会計学午後(財務会計) 第3問

素点
27/60

問別得点
(調整後)
31.4/60

偏差値
52.3

井会3-c
1.5年
5→8

問題 1

問 1

① 110.418	② 240.000	③ 150.000
④ 250.000	⑤ 41.708	⑥ 154.894
⑦ 150.000	⑧ 385.000	

問 2

のよんとは、ある企業の平均収益力が他の企業のものよりも高い場合の超過収益力の総平均額。
ここで、減損損失は、資産に対する収益性の低下により生じたため減損損失が生じている以上超過収益力に該当する。
また減損していることは明らかである。このよりのよんの減損が他の企業に明らかであるため、減損時に減損損失を計上する。

問題 2

問 1

① 360	② 1,070	③ 171
④ 130	⑤ 890	⑥ 279
⑦ 4文字	実地棚卸	
⑧ 5文字	貸倒実績率	
⑨ 数値	25	

問 2

わが国の会計基準で採用されている考え方: 実績主義

その考え方が採用された理由:

- ・ 予測主義は、四半期財務諸表について、各年度末に会計処理を適用すること、年度末決算の企業成果の予測の提供を目的とするが、半期の成果の予測は、四半期の実績に開示の業績を以て基礎とし、提供するため。
- ・ 予測主義は、四半期財務諸表について、年度末に会計処理を適用し、半期の決算に必要十分な証拠を以てその計算に予測性が含まれ、危険性が高く不適切であり、比較可能性も乏しいため。

会計学午後(財務会計) 第3問

素点 25/60
問別得点 (調整後) 30.15/60

偏差値 50.25
井金3-D 論文上級生

問題 1

問 1

① / 113.719	② / 234.505	③ / 152.253
④ / 250.000	⑤ / 41.708	⑥ / 154.894
⑦ / 150.000	⑧ / 357.252	

問 2

のホムは、超過収益力の原因で好ため、減損損失が優先的に
配分される。

問題 2

問 1

① / 361	② / 1,090	③ / 171
④ / 50	⑤ / 860	⑥ / 280
⑦ 4文字 / 評価替え		
⑧ 5文字 / 貸倒引当金		
⑨ 数値 / 1		

問 2

わが国の会計基準で採用されている考え方: 実績主義

その考え方が採用された理由:

- 四半期会計期間の実績を示す方が、予測数値を示すより、むしろ
年度の業績予測に資すると考えられるため、実績主義が採用された。
- 実績主義による方が、予測主義によるよりも、忠実性が介
入しにくいから、実績主義が採用された。

会計学午後(財務会計) 第4問

素点 54/70 問別得点 (調整後) 46.85/70 偏差値 66.9 井会4-A 2年 5→8

問題 1

問 1 (a) イ (b) ア

問 2 公正な評価単価への変動に対して、付今日現在の公正な評価単価に基づいた費用計上を継続するのは、上方変動した場合と対照的に費用を減額する処理を行うと、従業員にとってストック・オプションを価値あるものにしているにもかかわらず費用を減額するというパラドックスを回避するためである。

問 3 権利の確定条件の変更によって、ストック・オプション数に変動が生じた場合、その数量の変動に適合する公正な評価額の変動が生じ、以後合理的な方法に基づき、残存期間にわたって計上する。これは、権利の確定条件の変更は将来にわたって影響を及ぼすことと期待に行われているためである。

問題 2

問 1 ① ア ② エ ③ ア ④ ウ

問 2 期間差異は、会計上の費用及び収益と税務上の損金及び益金との間に差異が生じており、当該差異のうち損益の期間に属する相異に基づく差異をいう。一時差異は、会計上の資産及び負債と課税所得計算上の資産及び負債との間に差異が生じており、当該差異のうち当該差異が解消するときにその期の課税所得を増減又は減額する効果を生ずる差異をいう。期間差異は損益計算書に計上される項目に注目して差異を把握する。一方、一時差異は貸借対照表に計上される項目に注目して差異を把握するという違いがある。

問 3 将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金は、将来において相殺可能な課税所得が生じた期に、当該課税所得と繰越欠損金を相殺した場合、一時差異と同様に、将来におけるその期の課税所得を減額する効果を生ずるためである。

問題 3

在外支店

問 1	① 27,300	② 23,000	③ 5,750	④ 44,550	⑤ 132,000
	⑥ 88,000	⑦ 6,600	⑧ 14,550	⑨ 250	⑩ 24,000

基準集
と
利用に
書く問題

問 2 在外支店の外国通貨で表示された財務諸表項目の換算にあたり、附1で適用した特例的方法以外の特例的方法は、非貨幣性項目の額に重要性がない場合には、支店における本座勘定を除き、全ての貸借対照表項目について決算時の為替相場に基き、換算額を付する方法である。これは、財務諸表作成者の事務負担を軽減させるためである。

問題 4

問 1 番号 ②
(理由) 退職給付債務の計算においては、退職給付を支払うまでの期間が長期にわたるため、貨幣の時間価値を考慮する必要がある。したがって、貨幣の時間価値のみを考慮するため、退職給付の支払見込み期間と対する、国債の利回りを使用する。

問 2 (1) 年金資産は退職給付の支払いに利用されることが制度的に担保されており、年金資産を収益獲得のために保有する他の資産と同様に貸借対照表に計上することに加え、財務諸表利用者の誤解を招くと考えられたためである。
(2) 退職給付のための資産を企業内部で運用する場合、その運用成果を適切に財務諸表で表す必要があるため、資産として貸借対照表に計上し、運用による年金資産の変動額は損益として損益計算書に計上する。

に用

問 3 給付算定式基準によれば、勤続年数の増加に基づき労働コストの向上を反映することができ、給付が額打ちにない場合には費用が計上されないためである。

会計学午後(財務会計) 第4問

素点 43/70
問別得点 (調整後) 39.1/70
偏差値 55.8

井会4-B
短答上級生 5→8月
Xメッセージ集「渡辺さん (仮名)」

問題 1

問 1 (a) ウ (b) ウ

問題 2

ストック・オプションの行使価額等の条件変更は、ストック・オプションのインセンティブが大幅に失われた場合に、それを回復する目的で行われる。そのためにも関わらず、条件変更後の企業が認識する費用が減少するというパラドックスを避けるために、公正な評価単位の下方への変動に対しては、特種の処理は行わないこととされている。

問題 3

権利確定条件の変更により、ストック・オプション数が変動した場合は、企業が将来の期間にわたって変動したストック・オプション数分のサービスの提供も期待していると見做される。そのため、その数量の変動に見合う公正な評価額の変動は権利が確定するまでの将来の期間にわたって費用処理することとされている。

問題 2

問 1 ① ア ② エ ③ ア ④ ウ

問題 2

期間差異とは、会計上の費用又は収益の額と税務上の損金又は益金の差額のうち、損益の期間帰属の相違に基づく差額をいふ。すなわち、一時差異とは、貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。ここで、其他有価証券評価差額金は、会計上と税務上の費用収益と損金益金の額を相違しないが、会計上と課税所得計算上の資産の額を相違させる。したがって、一時差異は期間差異を包括しており、その範囲に違いがある。

問題 3

繰越欠損金は、税務上、将来の課税所得と相殺することによって認められており、将来減算一時差異と同様の効果を有すると考えられる。したがって、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金は期間差異にも一時差異にも該当しないが、一時差異と同様に取り扱うこととされている。

問題 3

問 1 ① 27,300 ② 23,000 ③ 5,750 ④ 44,550 ⑤ 132,000
⑥ 88,000 ⑦ 6,600 ⑧ 14,550 ⑨ 250 ⑩ 23,100

問題 2

在外支店の財務諸表項目の円貨換算を行うにあたり、期末日時点の為替相場が異常なものである場合がある。このような場合には、当該レートに円換算を行うと実態を財務諸表へ適切に反映させることができないおそれがある。そのため、期末日時点の為替相場が異常である場合には、期末日付近の平均のレートを用いる規定が設けられている。

問題 4

問 1 番号 ②

(理由) 退職給付債務の割引計算を行うのは、費用として発生してから給付するまでに相当の時間を経ることから貨幣の時間価値を考慮するためである。これは、実際の資金調達によるものではないことから、無リスクの国債の利回りが用いられている。

問題 2

(1) 年金資産は退職給付の支払いのみに使用されることが制度的に担保されている。そのため、他の収益を獲得するための資産と同様に貸借対照表へ計上すると財務諸表利用者には誤解を与えるおそれがある。したがって、退職給付債務から年金資産を差し引くこととされている。

(2) 退職給付のための資産を企業内部で運用する場合でも、従業員等に退職金を給付するという経済的実態は、企業外部で運用する場合と同じである。そのため、企業外部で運用する場合と、同一の会計処理を行う。

問題 3

勤務期間が長くなるほど、労働サービスの質が向上すると考えられ、定額で費用配分を行う期間定額基準よりも、給付算定式に従って費用が増加する給付算定式基準のほうがその実態をより適切に反映させることとされている。そのため、給付算定式基準が認められている。

結論は異なりが、部分点取得に役立った。

+ 頭打ちに。ついて。

暗記△だが理解はできていない。

定義△

会計学午後(財務会計) 第4問

素点 40.5/70
問別得点 (調整後) 37.2/70

偏差値 53.1

井会4-C
短答上級生
5→8

問題 1

問 1

(a) ☒ イ (b) ☒ ウ

問 2

+ 従業員に
して。

ストックオプションの条件変更は、通常下落してしまつたストックオプションの価値を高めるために行ふものである。つまり、ストックオプションの公正な評価単価が下方へ変動した場合、それをそのまま公正な評価額算定に使用すると、ストックオプションの価値が向ふた事実に対して費用が少なく計上されてしまふので、設問のように取り扱う。

問 3

ストックオプションにおいて、権利行使条件の変更は将来にわたつて影響する変更なので、それによって生じたストックオプション数の変動に基いて公正な評価額の算定は、以後合理的な方法に基づき、残存期間にわたつて計上する。

問題 2

問 1

① ☒ ア ② ☒ イ ③ ☒ ウ ④ ☒ エ

問 2

+ 一時
差の
定義
△
ある
結果を
有する

一時差異とは、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と、課税所得計算上の資産及び負債の金額との差異をいう。一方、期間差異とは、損益計算上の収益と費用の金額と、課税所得計算上の収益及び損金の金額の差、収益及び費用の帰属期間が異なる時の差をいう。一時差異と期間差異は、一時課税差異が解消する年度の税率を使用する。期間差異は差異が発生する年度の税率を使用して計算するという点で異なる。

問 3

繰越欠損金は一時差異にも期間差異にも該当しないが、将来の課税所得と相殺し、支払う税金を減らすということと財務諸表上に表わすこと、財務諸表利用者の理解に資するので設問のような取り扱ひとなつた。

問題 3

問 1

① 27,300 ② 23,000 ③ 5,750 ④ 44,550 ⑤ 132,000
⑥ 88,000 ⑦ 6,600 ⑧ 14,550 ⑨ 2,300 ⑩ 20,550

問 2

外貨建取引等会計基準において、在外支店の外国通貨で表示された財務諸表項目の換算にあたり、非貨幣性項目の算定に重要性がない場合には、あつた財務諸表項目と損益項目も決算時の為替相場による円換算率を付する方法を採用することができる。これは、重要性がとばしい項目の一つを取引時相場を換算するのは計算量が少なくなつてしまふ、大変だからである。

+ 作業が煩雑、事務処理の便宜を図る。など

問題 4

問 1

番号 ☒ ②

(理由) 退職給付債務は長期的な計算なので、時間的価値を考慮する必要がある。そこで、時間的価値のみを計算に反映するために、国債の利回りを退職給付債務の計算に用いることとした。

問 2

+ 支給の
ための
利便的に
担保

(1) 年金資産は企業が保有している資産と異なり、退職給付のため以外の使用を目的としていない。そこで財務諸表利用者が他の通常の目的の資産であると誤認しないように、設問のような取り扱ひとなつた。

(2) この場合、(1)のように退職給付のためだけに資産を保有することとなるので、退職給付債務から当該年金資産を差し引いた貸借対照表上に表わす。

問 3

給付算定式基準は、従業員の雇用年数が長いほど従業員のパフォーマンスもあり、退職金もたいては高くなつていくという実態を反映した計算方法なので、言ふまでもなく、

結果異なるが、
部分点取りに
行つたのはgood。
(時間は掛ける)

+ 頭打ち

会計学午後(財務会計) 第4問

素点
39.5/70

問別得点
(調整後)
35.3/70

偏差値
50.4

井会4-D
2年
5→8

問題 1

問 1 (a) イ (b) ウ

問 2 ストックオプションの条件変更は従業員等にとってストックオプションの時価が低下したことによるインセンティブの低下からインセンティブを回復させるために行われる。しかし公正な評価単価の下方の変動が生じた時にも差額を処理して費用の減額となり、インセンティブを回復させる目的とのペラトクスが起きているため公正な評価単価の下方の変動に対しては特給処理は行わない。

問 3 権利確定条件の変更においてストックオプション数が変動した場合の公正な評価単価の変動分は将来に向けて費用処理される。これは権利確定条件の変更は会社が意図してストックオプション数を変動させている。そしてこの変更は新たな情報による見積りの変更であるため過去情報には影響せず将来に向けて費用処理される。

問題 2

問 1 ① 工 ② ア ③ ア ④ ウ

問 2 期間差異は税務上の益金と損金、会計上の収益と費用の差異において生じるもので差異が生じた其期間に帰属するものであり、4兆金の年内付時点に影響を及ぼす。一方一時差異は税務上の資産、負債と会計上の資産負債の差異において生じるものであり、差異が解消した時の税金の支払い増減に影響を及ぼす。そのため4兆率の変更が生じた際には期間差異は差異の生じた時の4兆率を使うが一時差異については最新の4兆率を使用する。また期間差異は再計算を行わないが一時差異は再計算を行うという点で相異なる。

問 3 将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金は将来の4兆金費用を軽減する効果を有するものである。そのため期間差異にも一時差異にも該当しないが一時差異の将来差異が解消した時点の税金費用に影響を及ぼすという点と上記の繰越欠損金の効果は同様のものであるから一時差異と同様に取り扱うとしている。

負債側
繰延税金
論点と
混同
しない。
部分点
good.

「税金費用」
(法人税等+
注調)
ではなく、
納付した税金の額に着目

問題 3

問 1	① 27,300	② 23,000	③ 5,750	④ 44,550	⑤ 133,000
	⑥ 88,000	⑦ 6,600	⑧ 17,550	⑨ 2,300	⑩ 20,550

問 2 在外支店の財務諸表項目の円換算の特例的な方法で円に適用したもののほかには在外支店のたな卸資産に低い基準価を適用する時である。これはたな卸資産に低い基準価を適用する時は時価の著しい下落がある時に時価又は定価を算出する時の著しい下落を円換算するといものである。このように決定された理由については低い基準価を適用するのは過大な帳簿価額を回り可能資産まで引き下げ損失を繰り下げていないためであり、決算時における回り可能資産にするためには決算日の時価が整合するためである。

基準
見
る
？
を

問題 4

問 1 番号 ②
(理由) 退職給付債務は負債であるため信用リスクを考慮すると負債のペラトクスが生じることや退職給付債務の利息部分については明瞭なキャッシュフローを伴わないため無リスクの国債の利回りよりも高くなる。

問 2 (1) 年金資産は退職給付の支払いのために外部で運用されているものであり他の収益を獲得する資産とは性格が異なる。そのため単独で資産計上すると財務諸表利用者の誤解を生かため退職給付債務から差し引くこととした。

(2) 企業内部で運用する場合には他の資産と同様の性格であることから単独で資産計上する。

問 3 通常常務サービスは業務期間が長くなるにつれて向上することからある程度費用を増額することや給付が変更になる時には費用を計上しないというような経済的実態を反映させるためである。また国際的に給付算定基準が使用されていることから給付算定基準が認められた。

+ 制度的に担保

(結論も正しい)

定額
△

会計学午後(財務会計) 第5問

素点
55/70

問別得点
(調整後)
49.4/70

偏差値
70.5

井5-A

短答上級生 5→8月

メッセージ集「渡辺さん(仮名)」

問題 1

問 1

(単位: 百万円)

項目	(借方)勘定科目	(借方)金額	(貸方)勘定科目	(貸方)金額
期末未実現利益の消去	持分法による投資損益	20	棚卸資産(製品甲)	20
	投資有価証券	5	持分法による投資損益	5
売上仕入取引の消去	仕訳なし			
債権債務の相殺消去	仕訳なし			

問 2

(開始仕訳による利益剰余金期首残高の減少額) 30 百万円
(期首未実現利益の実現処理による繰延税金資産の減少額) 10 百万円
(期末未実現利益の消去処理による繰延税金資産の増加額) 15 百万円

問題 2

問 1

80 百万円

問 2

105 百万円

問 3

0 百万円

問題 3

(単位: 百万円)

① 160	② X	③ 80	④ 46
⑤ X	⑥ 3,220	⑦ 488	⑧ 300

問題 4

	A2社に関する投資有価証券の残高
X1年度	275 百万円
X3年度	0 百万円

① 投資有価証券	② 150	③ 貸付金
④ 50	⑤ 持分法適用に伴う負債	⑥ 25

監査員

関連会社
欠損

問題 5

問 1

40 %

問 2

144 百万円

問 3

① 3,000 百万円 ② 250 百万円 ③ 1,500 百万円 ④ 300 百万円

問題 6

(注記すべき債務保証の金額の合計) 1,700 百万円

(理由) ①については、P社は子会社であるS2社に対する経営責任等から保証した債務の全額を個別財務諸表と同様に計上する。また、④については、P社はA社の議決権の25%を保有しており、A社株主の中でも強い影響力を有していると考えられる。そのため、返済不履行となった際には責任を負うと考えられることから連結財務諸表においても計上する。しかし、③については、P社の連結グループ内の債務保証であるため連結財務諸表では計上しない。

問題 7

修正後発事象とは、決算日後に発生した会計事象であるが、現実的な原因が決算日時点に既に存在しており、決算日現在の状況に関する会計上の判断なしで見極めを行う上で追加的ないし客観的な証拠を提供するものとして考慮されなければならない会計事象である。他方、開示後発事象とは、決算日後において発生し当期の財務諸表には影響を及ぼさないが翌事業年度以降の財務諸表には影響を及ぼす会計事象である。もし、S4社における火災はS4社のX3年度の決算日についての現実的な原因はない。しかし、翌事業年度以降の財務諸表には影響を及ぼす会計事象である。そのため、この重大な損失の発生に関し、X3年度のP社連結財務諸表において開示後発事象として注記事項に開示する取扱いが必要である。

会計学午後(財務会計) 第5問

素点
50.5/70

問別得点
(調整後)
47.9/70

偏差値
68

井5-B
社会人
1.5年
5→8

問題 1

問 1

(単位: 百万円)

項目	(借方)勘定科目	(借方)金額	(貸方)勘定科目	(貸方)金額
期末未実現利益の消去	繰上仕入	20	繰上仕入	20
利益の消去	投資有価証券	5	繰上仕入	5
売上仕入	仕入			
取引の消去	仕入			
債権債務の相殺消去	仕入			

問題 2

問 1

(開始仕訳による利益剰余金期首残高の減少額)

28 百万円

問 2

(期首未実現利益の実現処理による繰延税金資産の減少額)

12 百万円

問 3

(期末未実現利益の消去処理による繰延税金資産の増加額)

5 百万円

問題 2

問 1

80 百万円

問 2

105 百万円

問 3

30 百万円

問題 3

(単位: 百万円)

① 160	② X	③ 80	④ 46
⑤ X	⑥ 3,220	⑦ 488	⑧ 300

問題 4

A2 社に関する投資有価証券の残高			
X1 年度	275	百万円	
X3 年度	0	百万円	
① 投資有価証券	② 150	③ 貸付金	
④ 80	⑤ 繰上仕入	⑥ 25	

問題 5

問 1

40 %

問 2

144 百万円

問 3

① 3,000 百万円

② 250 百万円

③ 1,500 百万円

④ 300 百万円

問題 6

(注記すべき債務保証の金額の合計)

1,200 百万円

(理由)

①の保証債務は、P社の外部金融機関からの借入は、連結財務諸表の範囲内であり、P社の外部金融機関からの借入と見なされる。②の保証債務は、P社の外部金融機関からの借入と見なされる。③の保証債務は、P社の外部金融機関からの借入と見なされる。④の保証債務は、P社の外部金融機関からの借入と見なされる。

問題 7

修正後発事業は、決算日後に発生した事実であり、当期の財務諸表作成にあたっての会計上の見直しや判断に影響を及ぼすものとして、財務諸表の数値を修正する必要がある。一方、開示後発事業は、決算日後に発生し、当期以降の企業の財政状態等に影響を及ぼすものとして、財務諸表利用者の意思決定に資するため、当期の財務諸表に重要な注記を要する。本件損益は、連結決算日の翌日の会社法第14条に規定されており、P社の決算日後に発生していることから、開示後発事業に該当する。連結財務諸表の作成上の重要性は高いことから、連結財務諸表において、重要な後発事業として注記すべきである。

会計学午後(財務会計) 第5問

素点
34.5/70

問別得点
(調整後)
39.2/70

偏差値
56

井5-C
2年
5→8

問題 1

問 1

(単位: 百万円)

項目	(借方)勘定科目	(借方)金額	(貸方)勘定科目	(貸方)金額
期末未実現利益の消去	持分法による投資損益	120	棚卸資産(製品甲)	120
売上仕入取引の消去	投資有価証券	30	持分法による投資損益	30
債権債務の相殺消去	仕訳なし			

問 2

(開始仕訳による利益剰余金期首残高の減少額)	30	百万円
(期首未実現利益の実現処理による繰延税金資産の減少額)	10	百万円
(期末未実現利益の消去処理による繰延税金資産の増加額)	15	百万円

問題 2

問 1

問 2

問 3

80	百万円	105	百万円	5	百万円
----	-----	-----	-----	---	-----

問題 3

(単位: 百万円)

① 160	② X	③ 80	④ 46
⑤ 960	⑥ Δ40	⑦ 488	⑧ 300

問題 4

	A2社に関する投資有価証券の残高
X1年度	275 百万円
X3年度	百万円

① 投資有価証券	② 150	③ 貸付金
④ 50	⑤ 持分法による負債	⑥ 25

適用に伴う

問題 5

問 1

0 %

問 2

百万円

問 3

① 3,800 百万円	② 6,730 百万円	③ 百万円	④ 500 百万円
-------------	-------------	-------	-----------

問題 6

(注記すべき債務保証の金額の合計)	1,000 百万円
(理由)	子会社であるS2社のグループ財務諸表に与える影響は大きい。また、持分法適用関連会社は子会社ほど重要性が高くないため、注記しない。

問題 7

修正後発事象とは、決算日後に発生した会計事象だが、当期の財務諸表に影響を及ぼす事象で、当期の財務諸表に記載する見積りにおいて考慮すべき会計事象である。一方、開示後発事象は、決算日後に発生した会計事象で、当期には影響を及ぼさないが、翌期以降の財務諸表に影響を及ぼす会計事象である。本問の損害は、S4社の決算日後に発生しており、当期であるX3年度の連結財務諸表に影響を及ぼすことから、修正後発事象に該当する。そのため、X3年度のP社連結財務諸表において、特別損失の区分に500百万円計上する必要がある。

結論 X

会計学午後(財務会計) 第5問

素点
31/70

問別得点
(調整後)
36.55/70

偏差値
52.2

井5-D
社会人→専念

問題 1

問 1

(単位: 百万円)

項目	(借方)勘定科目	(借方)金額	(貸方)勘定科目	(貸方)金額
期末未実現利益の消去	持分法に投資損益	30	棚卸資産(製品甲)	30
利益の消去	投資有価証券	8	持分法に投資損益	8
売上仕入取引の消去	売上高	113	投資有価証券	113
債権債務の相殺消去	仕訳なし			

問 2

(開始仕訳による利益剰余金期首残高の減少額) 33 百万円

(期首未実現利益の実現処理による繰延税金資産の減少額) 11 百万円

(期末未実現利益の消去処理による繰延税金資産の増加額) 17 百万円

問題 2

問 1

問 2

問 3

80 百万円 105 百万円 10 百万円

問題 3

(単位: 百万円)

① 160	② X	③ 80	④ 46
⑤ 960	⑥ 440	⑦ 488	⑧ 300

問題 4

A2社に関する投資有価証券の残高		
X1年度	275	百万円
X3年度	0	百万円

① 投資有価証券	② 150	③ 貸付金
④ 50	⑤ 持分法適用に伴う負債	⑥ 25

問題 5

問 1

25 %

問 2

3,024 百万円

問 3

① 6,824 百万円 ② 1,250 百万円 ③ 4,070 百万円 ④ 500 百万円

問題 6

(注記すべき債務保証の金額の合計) 1,700 百万円

(理由) S2社及びA1社はグループ外部から借入を行っているため、連結実体の外部者との取引であることから、連結財務諸表においても当該金額を個別財務諸表と同様に注記する。S2社、A1社からの借入金については、連結実体内での取引であることから、連結財務諸表においては相殺消去し、同該金額の注記はしない。

問題 7

修正後発事象は決算日後に生じた事象であるため、決算日現在に既に存在する事象に対して見直し判断を要する上での客観的証拠となすものではなかった。開示後発事象は決算日後に生じた事象であるため、翌年度以後、財務諸表に重要な影響を及ぼすものとなる。本問における火災による焼失は子会社との間に生じた重要な相違と考えられることから、修正後発事象に該当する。そのため、S4社の個別財務諸表の修正として借方に社屋損失500百万円を計上し、同額を貸方に社屋500百万円計上し、連結財務諸表に反映させた。

結論X

会計学午後(財務会計) 第5問

素点 26.5/70 問別得点 (調整後) 34.1/70 偏差値 48.7 井 5-E 2年 5→8

問題 1

問 1

(単位: 百万円)

項目	(借方)勘定科目	(借方)金額	(貸方)勘定科目	(貸方)金額
期末未実現利益の消去	持分法による投資損益	20	棚卸資産(製品甲)	20
利益の消去	投資有価証券	5	持分法による投資損益	5
売上仕入	仕訳なし			
取引の消去	仕訳なし			
債権債務の相殺消去	仕訳なし			

問 2

(開始仕訳による利益剰余金期首残高の減少額) 28 百万円

(期首未実現利益の実現処理による繰延税金資産の減少額) 0 百万円

(期末未実現利益の消去処理による繰延税金資産の増加額) 15 百万円

問題 2

問 1

問 2

問 3

28 百万円

0 百万円

15 百万円

問題 3

(単位: 百万円)

①	② 176	③ 64	④ 46
⑤ 960	⑥ 3,200	⑦ 488	⑧ 300

問題 4

	A2 社に関する投資有価証券の残高
X1 年度	300 百万円
X3 年度	0 百万円

① 投資有価証券	② 150	③ 貸付金
④ 50	⑤ 貸倒引当金	⑥ 25

問題 5

問 1

40 %

問 2

90 百万円

問 3

① 3,000 百万円 ② 250 百万円 ③ 1,500 百万円 ④ 300 百万円

問題 6

(注記すべき債務保証の金額の合計) 1,675 百万円

(理由) ①について、P社はP社の子会社であり、親会社であるP社は信用力を維持するため、その金額について責任を負うことになり、全額1,000百万円を注記する。②について、P社はA社の非支配株主から、株主有限責任により、持分保有割合分だけ債務保障することになり、25%分の175百万円分だけ注記する。③について、P社は

問題 7

修正後発事象とは、期末日後に発生した事象であり、その実質的な原因が期末日前に生じており、期末日における見解に追加的なしり客観的な情報を与えるものである。一方開示後発事象は、期末日後に発生し、当年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌会計期間において重大な影響を及ぼすため、注記が必要となるものである。

+ 結論

企業法第1問

メッセージ集
田中さん(仮名)

素点
32.5/50
問別得点
(調整後)
32.85/50

偏差値
65.7

井企1-A
論文上級生

〈本人談〉

条文の特定に
時間がかかった。
あてはめは頑張った

問題1	本件議決が認められるかは、467条1項2号の2に該当するか、初めに問題となる。467条1項2号の2に該当するとは、本問の場合、①子会社の株式の全部の譲渡、②当該譲渡により譲渡する株式の帳簿価額が、総資産額5分の1を超え、③当該譲渡により、子会社の議決権の過半数を有しなくなる、この要件となる。(467条1項2号の2イロ)。本件譲渡は、乙倉社株式を全譲渡し、乙倉社の株式は甲倉社の総資産額の2分の1であり、①、②、③を満たす。また、乙倉社の株式の5%を譲渡しても③を満たす。以上より、株主総会の特別決議により、承認を受けなければならないが、(467条1項2号の2イロ)より、Aは他の株主に知られていない。そこで、当該決議を解いていないと仮定すれば、衆議院の阻害による、本件譲渡は無効である。
問題2	Bの請求が認められるかどうかは、835条1項1号に該当するかにかかっている。本問では、①株主等が自株主総会決議の日から3ヶ月以内に、②訴えを起して請求しているが、また、④株主総会の決議方法が法令違反であるかを確かめる。まず、Bは株主であるから①を満たす。次に、令和3年8月30日に訴えを提起しているが、②、③も満たす。最後に、④については検討する。この点、株式が2以上の者の共有に属するときは、権利行使する者1人を定むなければならない。(株式会社が当該権利行使を行使することについては同意して場合を除く(株))。B、C、Dは事前に本株主総会において本件株主有株式の議決権行使について何の合意もしていないが、甲倉社は議決権行使に同意しているため、問題はなし。以上より、④を満たさず、Bの請求は認められない。

企業法 第1問

(本人談)

当初30分以上
論点がわがず
無った。

素点

25.5/50

問別得点

(調整後)

31/50

偏差値

62

井企1-B

論文上級生

メッセージ集

「中村さん(仮名)」

問題1	1. 会社法467条1項2号の2では、①子会社の株式の一部又は全部の譲渡で②その株式の価額個数が、親会社株数の5分の1を超えない限り、株主総会特別決議を要しない。(467条1項2号の2イ、309条2項1号)これは、会社の事業の再編であり、株主の利益に重大な影響を及ぼすものではない。この点、乙株式は甲会社の親会社を5分の1で所有し、②をみたし、株主総会決議を要せず、Aは知るところとなり、譲渡してよい。甲会社は、決議を欠いた当該譲渡の効力が問題となるが、株主総会決議は、単独内部の手続ではなく、外部の手続であり、無効と解する。したがって、本件譲渡は無効である。
問題2	1. Bは、本件決議の取消しを求めない。これは、831条の規定による。①取消原因があり、②株主等により(828条2項1号、提訴権者)③3ヶ月以内(提訴期間内)に訴えを提起し、認められる。これは、法的安定性のため、瑕疵の主張の可及的期限内の要請を要する。株主であるBが、2月で訴えを提起しているため、②③はみたす。これは、①があるから根拠する。 2. 取締役の解任については、議決権を行使する株式の過半数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもち、2行かければよい。(341条)この点、Bが30株、Cが20株、Dが半共有株式をもち、20株所有になり、過半数、賛成数にも満たないため、この点には、取消原因はないと考える。3. Dが議決権行使に依った準共有株式については、106条では、株式が2以上の者が共有に属するときは、権利を行使する者一人定め、株式会社には通知しなれば、権利を行使することはできない。しかし、会社が当該権利を行使することに同意した場合、この限りではない。と規定している。本件では、準共有株式について、甲会社が議決権行使することに同意しているため、Dが権利行使した点については、問題ない。と考える。したがって、これ以外に取消原因もないと認められるため、Bの請求は認められない。

企業法第1問

22.5/50

問別得点
(調整後)
28.25/50

偏差値
56.5

井企1-C
社会人
1.5年5→8

問題 1	乙1会社は甲会社(2年7号)であり、甲会社の帳簿価額の1/5を上回る1/5に占める(461条1項2号ロイ)から、本件議決の前日である令和2年4月14日までに、株主総会特別決議による承認を必要とする(467条1項、309条2項1号)のべ原則である。ここで、株主総会特別決議を要しない事業議決の知れぬ有知である309条1項の問題とされているが、この事業議決は21条の競争禁止義務で足り、単なる事業用の財産の議決ではないから有知自任の一体としての事業議決であるとして解する。とすれば、事業議決は議決会社の株主に重大な影響を及ぼすから、株主総会特別決議の承認は事業議決の知れぬ有知であるといえる。よって、株主総会特別決議の承認を要している事業議決は絶対的無効である。したがって、他の株主は知ることができなく行われた本件議決は株主総会特別決議の承認を受けていないため無効である。
問題 2	ロの請求は、株主総会の決議の取消しを訴える(831条1項)に於いて提起できるため、よって検討する。まず要件として①の株主等②株主総会の決議の日から3か月以内③取消原因である場合に、訴えを提起することができる。とされている。ロは甲会社の株主であるから①を満たし、本件決議の約2か月後である令和3年8月30日に訴えを提起しているため③を満たす。よって、本件決議に取消原因があるから①の要件を満たす。本件決議は法定決議を要する法定決議であり、取消原因は不正と不正の取消原因として得る。本問では、本件総会における本件議決有株式の取り扱いは問題とされていない。民法の原則として準共有状態にある本件議決有株式は、何の合意もなければ持分に応じた議決権を行使できるものと考えられる。この場合、ロの議決権比率は50%となり、取締役ロの解任を求めた本件決議を阻止してはならない(339条1項、309条1項)。本件決議に照して本件議決有株式の議決権行使について何の合意もなしに、本件議決有株式46株を賛成に回して行われたから、若し不正と不正の評価で足り、よって、本件議決の法定決議として不正と不正であるとして、取消原因に該当(831条1項1号)から、③を満たす。また、本件決議は取締役の解任に関するから、甲会社に重大な影響を及ぼす決議であるから、裁量事項(831条2項)は認められる。したがって、上記①②③を満たしているから、ロの請求は認められる。

企業法第1問

素点
18.5/50

問別得点
(調整後)
26.25/50

偏差値
52.5

井企1-C
短答上級生
5→8

問題1 取締役が2人以上いる場合は、株式会社の場合、定款に別段の定めがある場合を除き取締役の過半数をもって決定する(348条2項)。よき取締役の知見を結集して合理的な業務運営を行うためである。しかし、本件譲渡においてAが独断で丁会社株式を譲渡して利益を享受するおそれがある。この点無効になると解除させたい。会社、財産、半分の権利を失うおそれがある。決議なしに譲渡されたことは会社の利益に重大な影響を与えている。この場合は取締役会設置会社において重要な財産処分について取締役会専決事項とされている(362条4項1号)と類推適用すべきと解除する。このことから、本件譲渡は無効となる。

問題2 Bの本件決議の取消の訴えが認められよう。①取締役が②株主総会決議の日から3ヶ月以内に③株主総会の決議の方式に法令違反がある場合に④訴えをもちて行うという要件を満たす必要がある(831条1項1号)。本問においては①取締役であるBが④訴えをもちて提起している。⑤で、本件総会における本件決議に法令違反があるからといって検討する。⑥株式が2以上あり、共有に属するものは⑦共有者は権利行使できる定め、会社に対しては、氏名を通知しなければ当該株式について権利を行使することができない。⑧ただし、株式会社が当該権利を行使することにより同様の場合はこの限りではない(106条)。よき共有株式について権利関係を明確にするための規制である。⑨本件準共有株式は遺産分割協議を経て、争いなく、準共有状態にあるから106条に於ける2以上の者の共有に属すると解除する。⑩また、B、C、Dは事前に議決権行使について何、合意もしていなかった。権利行使する者で定められている。会社に対しては権利行使者の氏名を通知しないため、原則として権利行使できない。⑪しかし、甲会社は本件準共有株式の議決権行使に同意したため、株式会社は当該権利を行使することに同意した。場合に該当する。よって本件決議に法令違反はない。このことから831条1項1号の要件は成立せず、Bの本件決議の取消の訴えは認められよう。Bの請求は認められよう。

企業法 第1問

467条の
論点と気づかず

素点
15.5/50

問別得点
(調整後)
24.85/50

偏差值
49.7

井企1-D
社会人→専念
2年 5→8

問題 1	甲会社は、取締役会非設置会社であり、すべての株式が譲渡制限株式（2条17号）にある非公開会社である（327条1項1号）。取締役会非設置会社においては、株式会社の業務は、取締役の過半数を持って決定する（348条2項）。しかし、本問においては、Aは他の株主に知らせることなく、乙会社の株式の全てを丁会社に譲渡している。そして、348条2項を軽々に348条1項による業務の執行を行ったその効力が問題となる。この点、取引の安全を考慮して、原則として有効と解する。しかし、取引の相手方が348条2項を経ている点につき、善意有過失、また善意の場合、民法93条1項ただし書きの心理留保に関する規定を類推適用して、例外的に無効と解する。なぜなら、業務の決定と執行の関係の心理的不一致が心理留保に類似しているからである。以上より、本件譲渡につき、丁会社が善意・有過失または善意の場合を除き、本件譲渡は有効である。
------	---

問題 2 株主等は、株主総会等の決議方法が法令に違反している場合には、株主総会等の決議の日から3ヶ月以内に、改めて当該決議の取消しを請求することができ（831条1項1号）。本問においては、Bは株主であり、本件決議から3ヶ月以内に訂正を提起しているため、提訴権者と提訴期間は要件を満たす。そのため、Bの主張が認められるかは、当該決議の決議方法が法令に違反しているかどうかにかかっている。この点、株式が2以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者1人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は住所を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合（106条）と定められている。本問においては、本件総会が開催される前に本件準共有株式の本件総会における議決権行使について何の合意もされていないもの、甲会社が本件準共有株式の議決権行使を認めているため、本件準共有株式についての議決権を行使することは法令上問題はない。以上より、本件総会決議に決議方法の法令に違反している事実は認められない。したがって、Bの請求は認められない。

企業法 第2問

〈本人談〉
問題1は
作文した。

素点
29.5/50

問別得点
(調整後)
32.55/50

偏差値
65.1

井企2-A
論文上級生

問題 1	Aの主張が認めらるべきかは、経営判断原則が適用されるに依る。
	Aは、権利侵害記載に関し、本件報告書も本件復讐超過がないう旨の虚偽の内容を作成するよう命じている。この点、経営判断原則を不当に圧迫している。すなわち、経営判断原則原則も適用しないという判断するべきではないが、明らかに正当性が無い判断に関し、当該原則を適用することはできないと解するべきである。この場合、取締役等が保護するべきからである。本件では、上記のよう、虚偽の内容で作成するよう命じており、正当性はない。すなわち、Aには善管注意義務（30条、民法64条）違反が認められる。
	以上より、経営判断原則は適用されず、Aの主張は認めらるべき。
問題 2	Aの主張の当否を検討するに当たっては、42条1項の損害賠償責任については、先ず争うべきではない。当否を争うべきの要件は、①故意等が、②故意等により、③結果として、④株式会社に損害が生じたこと、⑤任務懈怠の損害の発生に因果関係が生じたこと、⑥47条。当否を争うべきは、①故意等が認められることである。
	Aは取締役であり、①を争うべき。また、代表取締役Aは虚偽の内容により作成可能な命令を出しているから、明らかに故意であり、金融商品取引法197条1項に違反するものとして、任務懈怠は存在する。③に関しては、本件罰金により、株式会社には損害が生じている。最後に、④に関しては、Aは55条1項虚偽記載を原因として、金融商品取引法に基づき、本件罰金を課せられており、因果関係は認めらるべき。以上より、①③④⑤の各要件を満たし、Aは損害賠償責任を負う。Aの主張に関しては、株式会社に対して本件罰金は、42条1項の損害賠償責任により、取締役個人に転嫁されるため、問題ないである。
	最後に、Dの請求については、本訴の争点となり、損害賠償責任が存在しているとしており、認めらるべき。

企業法第2問

芳須
19/50

問別得点
(調整後)
28.65/50

偏差値
57.3

#企2-B
1.5年5→8

問題1	Aは、「本件虚偽記載に係るAの判断には経営判断原則が適用されるため、取締役総意は正しい」と主張している。こゝで、経営判断原則の適用の有無が問題となる。この点、取締役は会社との関係において、善管注意義務(330条、民法64条)及び忠実義務(355条)を負い、会社の利益のためにその職務を行わなければならないことと規定されている。こゝで、その職務における業務執行の決定には不確実性が伴うため、会社上に損害が発生するなどの事由が生じたとしても、単に善管注意義務や忠実義務の違反を認めざるべきであり、その原則を経営判断原則という。ただし、取締役の意思決定過程が著しく不合理である場合は、会社の利益を保護するため、経営判断原則は適用されないと解する。 本問において、Aは社運をかけた創業他者との合併を成しおこしたために、Bに於て虚偽記載を行うよう命じている。このため、経営判断原則が適用されるようにも見える。しかし、100億円の債務超過を隠すような虚偽記載は、あまりにも利害関係者に重大な影響を及ぼすため、Aの意思決定過程は著しく不合理であったといえる。したがって、経営判断原則は適用されないと解する。 よって、Aの判断には経営判断原則が適用されず、取締役総意が当たらず、Aの主張は認められない。
問題2	Aは、「本件罰金は、戊会社に科されたものであり、会社法の規定を通じて取締役個人に転嫁することは認められない」と主張しているが、この主張が認められるかが問題となる。こゝで、取締役は、①取締役総意、②その職務懈怠につき故意又は過失であり、③会社上に損害が発生し、④その取締役総意と損害発生に相当因果関係を生ずる場合は、株式会社に対し、損害賠償責任を負う(423条1項)。本問において、取締役Aは、①問題1における取締役総意があり、②その取締役総意は、故意によるものだとはいえる。③戊会社に1億円の罰金の科金という損害が発生しており、④これはAが主導した本件虚偽記載に基いたものであり、Aの取締役総意と戊会社の損害発生に相当因果関係を生ずるといえる。したがって、Aは423条1項における損害賠償責任を負う。よって、本件罰金は、会社法423条1項の規定を通じて取締役Aに転嫁することは認められるため、Aの主張は認められない。 次に、Dの請求が認められるか否かについて検討する。Dは、847条に基づいて、請求を行いたくする。すなわち、戊会社は、上場会社であり、有価証券報告書提出会社であるため、公開会社であると考へて、よって、株主Dが株式を6ヶ月前から引き止めた場合は、戊会社に対し、その損害賠償責任を求めようとする(847条1項2項)。これは、役員と会社が本会、責任を不問とすることにより、会社上の利益を保護するためである。よって、Dが株式を6ヶ月前から保有している場合、Dの請求は認められる。

企業法第2問

満点
14.5/50

問別得点
(調整後)
25.95/50

偏差値
51.9

企業2-2
社会人→専念
1.5年 5→8

問題1	本件訴えにおいて、Aは任務懈怠はないと主張しているが、このAの主張が認められるかが問題となる。Aは代表取締役であるため、善管注意義務及び忠実義務を負う。(355条及び民法による規定) Aは、本問の場合において善管注意義務及び忠実義務を果たしたといえるだろうか。戊会社においては、令和元年度の決算において本件債務超過が確認されており、Aは報告をされていいる。そして、Aは本件債務超過の発覚により、同業他社との合併交渉の頓挫を懸念しBに対し本件報告書を虚偽の内容で作成するよう命じている。また、父記会計士Cに対しても本件報告書の欺瞞書類に係る監査証明において無限定適正意見を表明するよう強く求めている。Aのこれらの一連の行動による本件虚偽記載により、戊会社は本件罰金を支払うこととなっている。Aの行動は明らかに故意であり、戊会社は損害が生じているため、戊会社に対する善管注意義務違反及び忠実義務違反であると解する。よってAによる主張は認められない。
問題2	Aは、戊会社に対しては本件罰金が取締役個人に転嫁することは認められぬと主張している。この主張が認められるが、Bは株主の請求が認められるかが問題となる。役員等の損害賠償責任として、役員等はその任務懈怠、または、株式会社に対し、これによって被った損害を賠償する責を負うと定められている。(423条1項) 要件としては①役員等であること、②会社に損害が生じていること、③役員等の行為と会社の損害に因果関係が認められること、④役員等に任務懈怠があることである。この423条1項の趣旨としては、大きな権限を持つ役員等の行為によって会社に損害が生じることを防ぎ、第三者の利益を保護することである。まず1つ目の要件では、Aは代表取締役であり、役員等である。②戊会社は1億円の罰金を支払っており、損害が生じている。③Aは本件報告書を虚偽の内容で作成するよう命じており、Cに対しても本件報告書の監査証明において無限定適正意見を表明するよう強く求めている。その結果として戊会社は本件罰金を支払っているためAの行為と損害には因果関係が認められるといえる。④任務懈怠の有無は問題外に述べた通りであるといえる。最後にAの主張では、423条の趣旨から認められぬと解する。戊会社は損害が生じており、役員等による行為から会社に損害が発生するを防止、これは第三者の利益を保護する必要が認められるからである。よってDの請求は認められる。

企業法第2問

素点
17 / 50

問別得点
(調整後)
25.75 / 50

偏差値
51.5

#企2-D
短答上級生5→8
社会人
(5月短答以降
論文対策開始)

問題1	取締役には忠実義務(355条)があり、会社のため業務を行ふのはけだし、株主保護のためである。取締役の任務懈怠が認められれば、取締役は故意または過失を犯し、定款または法令違反を行つたかどうかによることを要する。本問では、Aは、意図的に本件報告書の虚偽記載を行つており、またそのことによる本件罰金により戊会社に対して1億円、損害を与えている。また、Aの故意により法令違反を行ひ、また戊会社に損害を与え、忠実義務に違反している以上、経営判断を断つて之を任務懈怠が認められ、解任を得る。したがってAの主張は認められたい。
問題2	取締役は、任務懈怠が認められ、株式会社に対し、これにより生じた損害を賠償する責任を負ふ(423条1項)。これは、株主保護のためである。また、戊会社の株主は、6月前から株式を継続保有しているが、株式会社に対して、役員責任追及の提起を請求することができない(847条1項)。この訴えは、①株主が②役員に故意または過失を犯したことを理由として、③株式会社と直接的な損害がある場合に認められる。本問では、株主Dは6月前から戊会社。株主Dは、①を三満たす。②は問題1の通り、本件罰金には、取締役Aによる任務懈怠が認められるため満たす。③については、戊会社が本件罰金により1億円の損害があるから満たす。以上から、Aによる423条1項の損害賠償責任追及が認められる。ここで、Aの主張は、本件罰金は、戊会社に科せられたものであり、Aは専ら株主ではない旨を主張する。上記の423条1項の通り、本件罰金は、取締役Aの任務懈怠により生じた戊会社の損害であり、本件に於ける損害賠償責任はAが戊会社に対して負うから、Aの主張は認められたいと解する。したがって、次の請求は認められず。

企業法 第2問

赤点
11.5/50

問別得点
(調整後)
24/50

偏差値
48

#企2-E
論文上級生

問題 1	株主による責任追及等の訴えが認められるには、取締役等にはかかる責任を負担する義務がある。本問ではAは、自己に任務懈怠が認められ、これを認めざるを得ない。③第429条にかかり、①役員等が、②その職務に必要又は重大な過失があり、③第三者に損害が生じ、④その損害の発生と役員等の過失との間に相当因果関係がある場合には損害賠償責任を負うこととなる(429条1項)。また、取締役が行った虚偽記載に關する責任(429条1項1号ロ)は、たとえ取締役の過失が軽微であっても、責任を負うとされる。よって、損害賠償請求の重要性の観点から、第三者と保護義務に於ける。 本問では、Aは、交渉中の合意に悪影響を及ぼすことと見て、本体価値超過に於いて虚偽の記載を行なうと指示している。これにより、会社の代表取締役であるAは、善管注意義務、忠実義務(355条、同法64条)を負い、また、正確な計算書類を作成し、提出する(435条1項)。 以上より、Aの本件虚偽記載は適法かつ適当であり、Aには責任を負担する義務がある。したがって、Aの主張は認められず、Aは責任を負う。
問題 2	(1) まず、Aの主張を以下検討する。Aは、本件罰金について、取締役個人に責任を負うべきと主張している。Aは、これを認めざるを得ない。425条1項の任職解除義務に於ける損害賠償責任が考えられる。 同項より、①役員等が、②その任務を怠り、③これにより会社に損害が生じ、④会社に生じた損害と任職怠慢との間に相当因果関係がある場合、役員等は、会社に生じた損害と賠償責任を負う(425条1項)とされている。 本問では、①代表取締役Aが、②本体価値超過に關する虚偽記載を行なったため、善管注意義務、忠実義務(355条、同法64条)違反がある。また、これを認めたことにより、Aは本件罰金を科せられた。③と④を満たす。よって、Aには、任職解除請求による損害賠償責任があることが、Aの主張は認められる。 (2) 次に、Dの請求が認められるかについて以下検討する。株主による責任追及等の訴えとは、会社の役員等による任務懈怠等の責任であり、これに關する損害賠償請求については、提起するに於て会社に請求する必要がある(447条1項)。よって、Aの請求を保護した上で、会社に財産の基礎を回復させることで、間接的に株主の利益を保護するものと考えられる。よって、請求は認められる。この請求が認められ、この請求が認められるのは、6月1日以前から請求している株主に限られ、また、第三者と会社に不利益を及ぼすことと目的とを考慮し、(447条1項ただし書)。Dは、このように請求が認められ、6月1日より後に請求している場合には、認められる。

経営学 第1問

素点
43/50

問別得点
(調整後)
35.35/50

偏差値
70.7

井宮 1-A
1.5年
5→8

問題 1

問 1 20

問 2 (a) 有機的

(b) コンテンジェンシー

問 3 (c) マトリックス

(d) 社内ベンチャー

全て正答らしい。

問 4 組織文化が企業内で共有されると、行動する際の判断基準が明確になり、企業内の者の行動の予測可能性が高まると考えられる。それにより、業務の効率的遂行が図られ、企業の業績向上につながるというメリットがある。

問 5 新規事業は既存事業と比べて、売上高や利益率が低いことが多く、企業において既存事業を新規事業に代替せよというインセンティブが生まれにくい。ためである。

問題 2

問 1 純粋想起とは、顧客がその製品を見たり、使用したりする時に、自社のことを思い浮かべやすいような機能のことをいう。

問 2 2 〆 答練で出題

問 3 産業財企業が消費者向けに行うアラインメントには、人的販売を行うアパシ型の戦略だけでなく、自社の部品が含まれているから、この製品を購入すれば顧客に思わせるような広告などを行うアパシ型の戦略が重要になるという特徴がある。

問 4 A. テレビ

B. 新聞

C. 新聞

問 5 ダイナミック 〆 答練で出題

問 6 a. 平和

b. 男女

c. 地球温暖化

d. 社会的事業

経営学第1問

素点
40/50

問別得点
(調整後)
33.35/50

偏差値
66.7

(全国②は49.8)

井宮 1-B
短答上級生 5→8
社会人
(5月短答以降)
論文対策開始

メッセージ集「鈴木さん(仮名)」

- 問題 1
- 問 1 20名
- 問 2 (a) 有機的
(b) コンタインジェンシー
- 問 3 (c) マトリクス
(d) プロジェクト
- 問 4 組織文化が企業内に共有されると、企業全体で行動意思決定の判断基準が統一化され、その結果、組織メンバーの行動の予測可能性が高まり、組織メンバー同士が互いの行動を予測しながら業務の効率的遂行を実施できるというメリットがある。
- 問 5 企業が過去に強みをもった既存事業で稼いだ売上高や利益率の水準、新しい事業のそれは低く、既存事業を代替できずおける既存事業の利益率を減殺してしまい企業全体の収益率が下がる可能性を有するためである。

- 問題 2
- 問 1 純粹想起とは、ある製品やサービスも顧客が想起する際にブランド力の高い企業の製品やサービスも想起することであり、「ある製品やサービスといえどこのブランド」といったように顧客に想起させることをいう。
- 問 2 2
- 問 3 産業財企業は消費者向けに行うマーケティングではパッシュ型のCM等のプロモーションを行うが、取引先の企業向けにはプル型のプロモーションを行うといった特徴がある。
- 問 4 A. テレビ
B. 新聞
C. 雑誌
- 問 5 ダイナミック
- 問 6 a. 政治
b. 男女
c. 地球温暖化
d. 協調

〈本人談〉
テレビ・新聞・雑誌
は現場で対応した。
ダイナミックなどは
答練見てあった

経営学第1問

素点
29/50

問別得点
(調整後)
28/50

偏差値
56

井宮 1-C
社会人 → 専念
2年 5 → 8

問題 1

問 1 ☒ 19 名

問 2 (a) ☒ 有機的

(b) ☒ コンテンジェンシー

問 3 (c) ☒ マトリックス

(d) ☒ 事業部

問 4 組織文化が企業内で共有されることで、判断基準となる価値前提が統一され、組織内での行動の予測可能性が上昇する。その結果事実前提を吟味する時間を増やることができ、業務の効率的遂行が可能になる。

問 5 既存事業では済んだノウハウが確立しており、売上高や利益率が高い。一方で新規事業の乗り換えは既存事業の代替となる恐れがあり、売上高や利益率の低下が懸念されるため、本問のような動きを誘発する。

問題 2

問 1 純粋想起とはブランドイメージの様なものである。例えば、その製品の品質が消費者にとって分からなかったとしても、そのブランドの製品であるのならば、きっと良品質のものなだろうと直感的に思うことをいう。

問 2 ☒ 2

問 3 産業財企業が消費者向けに行うポル型のブランド化とは、その産業財の存在を認知させ、その産業財がもっている製品を欲するようする特徴を持つ。一方、ポリッシュ型は、産業財が持つ比較優位を消費者に認知させるようにする特徴を持つ。

問 4 A. ☒ テレビ

B. ☒ 新聞

C. ☒ 新聞

問 5 ☒ 4 付ミッド

問 6 a. ☒ 教育

b. ☒ 男女

c. ☒ 地球温暖化

d. ☒ クリフォルニアライン

経営学第1問

素点
27.5/50

問別得点
(調整後)
24.75/50

偏差値
49.5

#宮1-D
2年
5→8

問題 1

問 1

19

問 2

(a) 有機的

(b) コンテンジェンシー

問 3

(c) マトリックス

(d) カンパニー

問 4

組織文化は企業内で共有されると、業務の意思決定を行う際の判断基準が統一化され、組織のメンバー間の互いの行動の予想可能性が向上される。その結果として組織の業務の効率的遂行に繋がるというメリットがある。

問 5

売上高や利益率を同じ企業内の事業で分け合うこととなる既存事業から新規事業への転換は、新規事業が既存事業を代替するため、新規事業に集中して既存事業を撤退すべきだが、この変化に既存事業が抵抗するからである。

問題 2

問 1

純粋想起とは、ブランドの想起機能により、顧客に発生する現象であり、そのブランドを消費活動の最中に顧客が目にした際に、そのブランドも存在する企業や商品の事を思い出して顧客が購買に至るという現象である。

問 2

0.2

問 3

産業財企業は、産業財を加工して製品を作る企業の消費者に対しては、ブロッコリー型の販売を行うが、最終完成品を買う一般の消費者に対してはアール型販売を行うが、消費者によって方法が変わるというブランディングの特徴がある。

問 4

A. テレビ

B. 雑誌

C. 新聞

問 5

ダイナミック

問 6

a. 教育

b. 男女

c. 地球温暖化

d. ESG投資

経営学第2問

素点
34/50

問別得点
(調整後)
34.8/50

偏差値
69.6
(全国②は
66.8)

井宮2-A
論文上級生
メッセージ集
「田中さん(仮名)」

計算 9ヶ所
記号 6ヶ所

問題 1

問 1

問 1-1

①	-0	億円
②	350	億円

問 1-2

1.200	億円
-------	----

問 2

問 2-1

③	6.5	億円
④	0.5	億円

問 2-2

⑤	1127	
---	------	--

問題 2

問 1

①	145.5	億円
②	1.300	億円
③	60	億円
④	1.410	億円
⑤	8.36	%

問 2

7	
---	--

問題 3

問 1

1	%
---	---

問 2

6	%
---	---

問 3

問 3-1

2	
---	--

問 4

4	%
---	---

問 5

問 5-1

7	
---	--

問題 4

問 1

7	
---	--

問 3

7	
---	--

問 5

7	
---	--

問 3-2

3.5	
-----	--

問 5-2

7	
---	--

問 2

140	円
-----	---

問 4

960	円
-----	---

問 6

7	
---	--

〈本人談〉
全く手応えが
なかった。
合っているという自信
がないまま解いていた。

経営学第2問

問題 1

問 1

問 1-1

①	150	億円
②	150	億円

問 1-2

億円

問 2

問 2-1

③	6.5	億円
④	23.75	億円

問 2-2

⑤ 177

問題 2

問 1

①	45.5	億円
②	1,400	億円
③	60	億円
④	1,460	億円
⑤	8.34	%

問 2

¥

素点
25/50

問別得点
(調整後)
27.95/50

偏差値
55.9

井宮 2-B
2年
5→8

問題 3

問 1

1 %

問 2

6 %

問 3

問 3-1

力

問 4

4 %

問 5

問 5-1

工

問題 4

問 1

7

問 3

力

問 5

井

問 3-2

0.2

問 5-2

井

計算6ヶ所

記号4ヶ所

問 2

89.11 円

問 4

860 円

問 6

力

経営学第2問

問題 1

問 1

問 1-1

①	0	億円
②	550	億円

問 1-2

	1,000	億円
--	-------	----

問 2

問 2-1

③	6.5	億円
④	0.5	億円

問 2-2

⑤	7,100	
---	-------	--

問題 2

問 1

①	145.5	億円
②	1,300	億円
③	60	億円
④	1,360	億円
⑤	8.3	%

問 2

	7	
--	---	--

素点

22

問別得点
(調整後)

26/50

偏差値

52

井宮 2-C

短答上級生

5 → 8

問題 3

問 1

	1	%
--	---	---

問 2

	6	%
--	---	---

問 3

問 3-1

	I	
--	---	--

問 4

	4	%
--	---	---

問 5

問 5-1

	ウ	
--	---	--

問題 4

問 1

	7	
--	---	--

問 3

	7	
--	---	--

問 5

	イ	
--	---	--

問 3-2

	0.2	
--	-----	--

問 5-2

	コ	
--	---	--

問 2

	150	円
--	-----	---

問 4

	1,058.10	円
--	----------	---

問 6

	カ	
--	---	--

計算 6ヶ所

記号 3ヶ所

経営学第2問

問題 1

問 1

問 1-1

①	0	億円
②	350	億円

問 1-2

1,200	億円
-------	----

問 2

問 2-1

③	5	億円
④	10	億円

問 2-2

⑤	177
---	-----

問題 2

問 1

①	345.5	億円
②	1,400	億円
③	1.8	億円
④	1,401.8	億円
⑤	8.36	%

問 2

7

素点
21

問別得点
(調整後)
24.85/50

偏差値
49.7

#宮2-D
短答上級生
5→8

問題 3

問 1	1	%
-----	---	---

問 2	6	%
-----	---	---

問 3

問 3-1

I

問 4	5	%
-----	---	---

問 5

問 5-1

7

問題 4

問 1	7
-----	---

問 3	力
-----	---

問 5	キ
-----	---

計算 5ヶ所
記号 4ヶ所

問 3-2

0.2

問 5-2

7

問 2	140	円
-----	-----	---

問 4	960	円
-----	-----	---

問 6	才
-----	---

経済学第1問

素点
44/50

問別得点
(調整後)
30.8/50

偏差値
61.6

井済 1-A
1.5年
5→8

問題 1

問 1 $D = 85 = 0.5p$

問 2 政府は価格 84 の下で 価格規制 を実施している。

問 3 従量税 15

問 4 ア 3 イ 17 ウ 85 エ 17 オ 28

問題 2

問 1 ア X イ Y

理由: X財を1単位生産するのに必要な労働投入量で、Y財を何単位生産できるかを表す指標を比較生産費と定義する。比較生産費が小さい程Y財をより効率よく生産できる。X財をより効率よく生産できているから。自国の比較生産費は $\frac{1}{3}$ であり、外国の比較生産費は3であり、自国の $\frac{1}{3}$ が外国の3よりも比較生産費の値が小さいから、自国はX財について比較優位を持つ。外国はY財について比較優位を持つ。

問 2 自国: $Y = \frac{1}{3}X$ 外国: $Y = 3X$

問 3 $\frac{1}{3} \leq \left(\frac{P_X}{P_Y}\right) \leq 3$

問 4 $\frac{1}{3} \leq \left(\frac{W}{W^*}\right) \leq 3$

問 5 自国はX財を 150 単位 輸出し、Y財を 150 単位 輸入する

相対価格 $\frac{P_X}{P_Y}$: 1

問題 3

(1) ア bP_C イ $P_C X_A + P_Y Y_A \leq bP_C$

(2) ウ $2x_A y_A$ エ x_A^2 オ $\frac{2y_A}{x_A}$

(3) カ $\frac{3}{2}$ キ 4 ク 3

問題 4

(1) ア 外部経済 イ b

(2) ウ 3 エ 6 オ 7 カ 8

経済学第1問

素点 42/50
問別得点 (調整後) 30/50
偏差値 60

井済 1-B
短期集中
5→8

問題 1

問 1 $D = 85 - 0.5P$

問 2 政府は価格 84 の下で 数量割当 を実施している。

問 3 従量税 15

問 4 ア 1 イ 3 ウ 170 エ 3 オ 7

問題 2

問 1 ア X イ Y

理由: 自国は X 財の需要を単位増やすと X 財を弾性生産し、 Y 財の需要を単位増やすと Y 財を弾性生産する。一方、外国は X 財の需要を単位増やすと X 財を弾性生産し、 Y 財の需要を単位増やすと Y 財を弾性生産する。したがって、自国は外国に比べて X 財の生産費が少なく、外国は自国に比べて Y 財の生産費が少なくなるため、自国は X 財を外国の Y 財に対して比較優位をもつ。

問 2 自国: $\frac{1}{3}X + Y = 100$

外国: $X + \frac{1}{3}Y = 100$

問 3 $\frac{1}{3} \leq \frac{P_X}{P_Y} \leq 3$

問 4 $\frac{1}{3} \leq \frac{W}{W^*} \leq 3$

問 5 自国は X 財を 75 単位 輸出, Y 財を 75 単位 輸入

相対価格 $\frac{P_X}{P_Y}$: 1

問題 3

- (1) ア $6P_X$ イ $P_X \cdot X_A + P_Y \cdot Y_A \leq 6P_X$
- (2) ウ $2X_A Y_A$ エ X_A^2 オ $\frac{2Y_A}{X_A}$
- (3) カ $\frac{3}{2}$ キ 4 ク 3

問題 4

- (1) ア 外部経済 イ b
- (2) ウ 3 エ 6 オ 7 カ 8

経済学第2問

素点 44/50
問別得点 (調整後) 29.6/50

偏差値 59.2

井済2-A
1.5年
5→8

問題 1

- (1) (ア) 財 (イ) 国際 (ウ) 金融
- (2) (エ) トービン (オ) 資本

問題 2

(1) 正・誤

誤っている理由 国内で生産されている財・サービスの価格を反映するに必要十分な消費者価格には国内で生産している産業を代表する財・サービスの価格が反映されている。

(2) 正・誤

誤っている理由 短期では物価が上昇するに、一時的に総需要が大きくなり失業率が低下するため、短期のフィリップス曲線は右下がりになる。

問題 3

- 問 1 $Y^D = 250$ 問 2 1500 億円
- 問 3 0.5 倍 問 4 $L = \frac{1}{4W^2}$

問題 4

- 問 1 $r = -0.01Y + 10$ 問 2 $r = 0.01Y - 10$
- 問 3 $Y = 1000$ 問 4 25
- 問 5 5

問題 5

- 問 1 $Y_t = 20$ 問 2 $I_t = 8$ $C_t = 12$
- 問 3 $K_{t+1} = 103$ 問 4 20 倍
- 問 5 $K = 256$

経済学第2問

素点 43/50 問別得点 (調整後) 29 偏差値 58

井済Z-B
短期集中
5→8

問題 1

- (1) (ア) 貿易 (イ) 貿易 (ウ) 事業
- (2) (エ) トービン (オ) 資本ストック

問題 2

(1) 正・誤

誤っている理由 消費者物価指数には、国内で生産された財・サービスの価格は反映していないから。

(2) 正・誤

誤っている理由 短期の場合、インフレ率下がること失業率増加のため、短期のフィリップス曲線は右へ下がる（右へ下がる）となる。

問題 3

- 問 1 $Y^D = 250$ 問 2 1,500 億円
- 問 3 $\frac{1}{2}$ 倍 問 4 $L = \frac{1}{4w^2}$

問題 4

- 問 1 $r = -0.01Y + 10$ 問 2 $r = 0.01Y - 10$
- 問 3 $Y = 1,000$ 問 4 25
- 問 5 25

問題 5

- 問 1 $Y_t = 20$ 問 2 $I_t = 8$ $C_t = 12$
- 問 3 $K_{t+1} = 103$ 問 4 20 倍
- 問 5 $K = 256$

統計学 第1問

素点
41/50

問別得点
(調整後)
26.2/50

偏差値
52.4

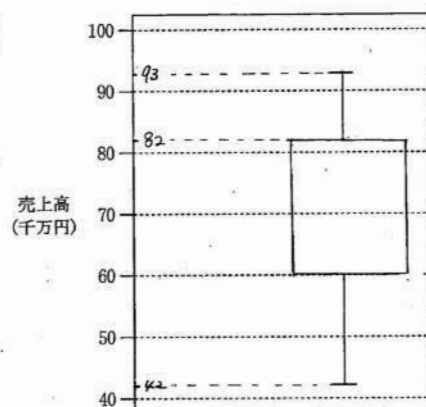
井統 1-A
論文上級生

問題 1

問 1

十の位	一の位	
4	2	
5	0	7
6	3	9
7	4	5 8
8	1	3 7
9	3	

問 2



問 3

(適切なプロットの記号)

(ア)

(正規 Q-Q プロットから読み取れること)

傾きの大きさは変化がなく、直線に近い形で分布していることから、売上高のばらつきが大きいことが読み取れる。

問題 2

問 1

(1)	(X の期待値)	(X の分散)	(Y の期待値)	(Y の分散)
	4	34	6	612
(2)	(X と Y の共分散)	(X と Y の相関係数)		
	-138	-0.96		

問 2

(1)	(ポートフォリオ収益率の期待値)		
	$6 - 2w$		
	(ポートフォリオ収益率の分散)		
	$922w^2 - 1500w + 612$		
(2)	(w^* の値)	(ポートフォリオ収益率の期待値)	(ポートフォリオ収益率の分散)
	0.81	4.37	1.91

問題 3

ア	イ	ウ	エ
36.0	138.6	65.6	62.3

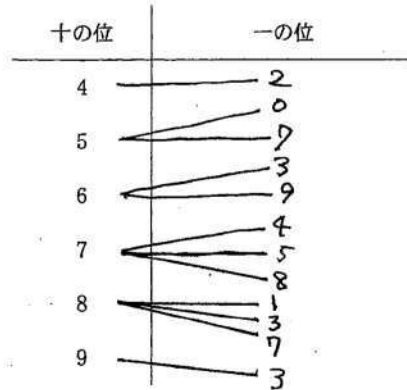
統計学 第1問

素点 32/50
問別得点 (調整後) 21.4/50

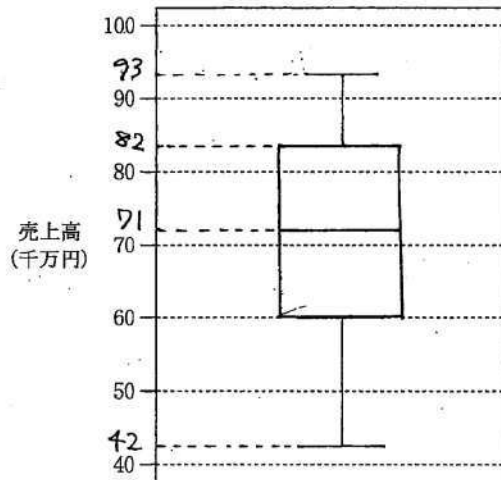
偏差値 42.8
井統 1-B
1.5年
5→8

問題 1

問 1



問 2



問 3

(適切なプロットの記号)

ア

(正規 Q-Q プロットから読み取れること)

売上高の差額がどのデータ間でもほぼ一定であることから、売上高の分布は正規分布ではなく、ばらつきが「一様」な「一様分布」に近い分布であることがわかる。

問題 2

問 1

(1)	(X の期待値)	(X の分散)	(Y の期待値)	(Y の分散)
	4	34	6	612
(2)	(X と Y の共分散)	(X と Y の相関係数)		
	-138	-0.96		

問 2

(1)	(ポートフォリオ収益率の期待値)		
	$-2w + 6$		
(2)	(ポートフォリオ収益率の分散)		
	$646w^2 - 1224w + 612$		
(2)	(w^* の値)	(ポートフォリオ収益率の期待値)	(ポートフォリオ収益率の分散)
	0.95	4.11	32.21

問題 3

ア	イ	ウ	エ
36	138.6	65.6	62.3

統計学 第2問

素点
29/50

問別得点
(調整後)
23.7/50

偏差値
47.4

井統2-A
論文上級生

問題 1

問 1	下限	上限
	111.08 万円	118.92 万円

問 2

(仮説検定の詳細と結論)

帰無仮説 $H_0: \mu_A = \mu_B$. 対立仮説 $H_1: \mu_A \neq \mu_B$ とする。

$\bar{X}_A$ は、業種 A (以下「A」と表す) の標本平均、

$\bar{X}_B$ は、業種 B (以下「B」と表す) の標本平均、

σ_A は A の母標準偏差、 σ_B は B の母標準偏差 とする。

検定統計量 Z は、
$$Z = \frac{\bar{X}_A - \bar{X}_B}{\sqrt{\frac{\sigma_A^2}{100} + \frac{\sigma_B^2}{125}}}$$
 と表せる。

H_0 のもとで、 Z は標準正規分布に従う。

有意水準が 5% の両側検定であることから、棄却域は $Z \leq -1.96$ $1.96 \leq Z$ となる。 $\bar{X}_A = 21$ 、 $\bar{X}_B = 24$ 、 $\sigma_A = 1$ 、 $\sigma_B = 2$ より、

$Z = -14.638 \dots$ となり、これは、棄却域に含まれるので、

H_0 は棄却される。すなわち、 μ_A と μ_B に差があると結論付ける。

問題 2

問 1 (確率分布の名称)

二項分布

問 2

(仮説検定の詳細と結論)

$H_0: p = 0.5$ 、 $H_1: p > 0.5$ とする。

p は、コインを n 回投げた時に表が出た確率とする。

検定統計量 Z は、
$$Z = \frac{\hat{p} - 0.5}{\sqrt{\frac{0.5(1-0.5)}{n}}}$$
 と表せる。

H_0 のもとで、 Z は標準正規分布に従う。有意水準が 10% の片側検定であるから、棄却域は、 $1.28166 \dots \leq Z$ となる。 $p = \frac{5}{6}$ 、 $n = 6$ より、 $Z = 1.63299 \dots$ となり、これは、棄却域に含まれるので、 H_0 は棄却される。すなわち、このコインは、表の方が裏よりも出やすいと結論付ける。

問 3 (最小の n)

7

問題 3

問 1 (単回帰モデルの説明変数)

築年数

(選んだ理由)

回帰直線の当てはまりの良さは、そのモデルによる決定係数で判断でき、その数値が大きければ、良いとされる。また、(標本)相関係数も乗じたものが決定係数となるので、標本相関係数の絶対値が最大に近い築年数を用いたモデルを選んだ。

(単回帰モデルの決定係数)

0.646

問 2 (予測値)

万円

問 3 (回帰係数の推定値)

1.161

統計学 第2問

問題 1

問 1	下限	上限
	75.8 万円	154.2 万円

問 2

(仮説検定の詳細と結論)

帰無仮説を $\mu_A = \mu_B$, 対立仮説を $\mu_A \neq \mu_B$ とする。
検定統計量

$$Z = \frac{\bar{X}_A - \bar{X}_B}{\sqrt{\frac{\sigma_A^2}{100} + \frac{\sigma_B^2}{125}}} \quad \text{は、帰無仮説の元で、標準正規分布に従う。}$$

($\bar{X}_A, \bar{X}_B$ はそれぞれ A, B の標本平均、 σ_A, σ_B はそれぞれ A, B の母標準偏差)

有意水準 5% の両側検定において、帰無仮説の元で、棄却域は $|Z| > 1.96$ となる。帰無仮説の元で、Z の実現値は、

$$Z = -14.63 \dots \text{ となる。}$$

従って、帰無仮説は棄却される。

素点

29/50

問別得点
(調整後)

23.7/50

偏差値

47.4

井統 2-B

1.5 年

5 → 8

問題 2

問 1

(確率分布の名称)

二項分布

問 2

(仮説検定の詳細と結論)

帰無仮説のもとで、コインを 6 回投げて表が 5 回出る確率は、

$$X = {}_6C_5 \cdot 0.5^6 = 0.09375 \text{ である。}$$

有意水準が 10% であることから、

帰無仮説 H_0 は棄却される。

問 3

(最小の n)

8

問題 3

問 1

(単回帰モデルの説明変数)

築年数

(選んだ理由) モデルにおける利の良さは決定係数によって表される。
徒歩所要時間、築年数、専有面積のそれぞれの決定係数は、
0.063..., 0.646..., 0.460... となるため、決定係数の最も
大きい築年数を用いたモデルが最も回帰係数の当てはまりが良いモデルとされる。

(単回帰モデルの決定係数)

0.646

問 2

(予測値)

11.043

万円

問 3

(回帰係数の推定値)

-0.296

【MEMO】